

令和4年第5回定例会

# 清里町議会会議録

令和4年 9月13日 開会

令和4年 9月16日 閉会

清里町議会

## 令和4年第5回清里町議会定例会会議録（9月13日）

令和4年第5回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

### 6. 早退議員は次のとおりである。

なし

### 7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	櫛引政明
教育長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
農業委員会長	森本宏
選挙管理委員長	中西安次
副町長	本松昭仁
総務課長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町民課長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	北川実
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏厚
出納室長	三浦厚

生涯学習課長	熊谷	雄二
生涯学習課参与	新輪	誠一
農業委員会事務局長	北川	実
監査委員事務局長	伊藤	浩幸
選挙管理委員会事務局長	野呂田	成人

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	伊藤	浩幸
主査	阿部	由美子
会計年度任用職員	梅内	千夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

報告第 3号	令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
同意第 2号	清里町教育委員会委員の任命について
一般質問	(3名 4件)
承認第 8号	令和4年度清里町一般会計補正予算(第3号)専決処分承認について
議案第44号	清里町議会議員及び清里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
議案第45号	清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第46号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第47号	上斜里橋補修工事請負契約の変更について
議案第48号	令和4年度清里町一般会計補正予算(第4号)
議案第49号	令和4年度清里町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第50号	令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第51号	令和4年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第52号	令和4年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第53号	令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第54号	令和4年度清里町焼酎事業特別会計補正予算(第1号)
認定第 1号	令和3年度清里町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号	令和3年度清里町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号	令和3年度清里町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号	令和3年度清里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号	令和3年度清里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号	令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号	令和3年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定について

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は9名です。  
ただいまから、令和4年第5回清里町議会定例会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番 伊藤忠之君、4番 堀川哲男君を指名いたします。

●日程第2 会期の決定

○議長（田中誠君）

日程第2、会期の決定を議題とします。  
本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 堀川哲男君。

○議会運営委員会委員長（堀川哲男君）

議会運営委員会より報告させていただきます。  
本定例会の会期につきまして、9月2日及び本日9月13日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議した結果、決算認定が提出される議会であり、一般質問、決算審査、その他一般議案の件数、内容等により、本日より9月16日までの4日間とすることが適当と判断いたしました。  
以上が、議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。  
本定例会の会期は、委員長の報告のとおり本日から9月16日までの4日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から9月16日までの4日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3、議長諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。議会事務局長。

#### ○事務局長（伊藤浩幸君）

議長諸般の報告4件につきまして、御報告申し上げます。

大きな1点目、常任委員会等各委員会の開催状況について、（1）総務文教常任委員会から、（3）議会運営委員会まで、記載の期日・案件で会議が開催されておりますので、御報告を申し上げます。

大きな2点目、令和3年度清里町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出について、3ページにあります議長宛ての文書のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、別冊のとおり提出がありましたので御報告をいたします。

大きな3点目、例月現金出納検査の結果について、令和4年7月分、8月分につきまして、4ページ、5ページのとおり提出がありましたので御報告いたします。結果は、いずれも適正であるとの報告でございます。

大きな4点目、令和4年第5回清里町議会定例会説明員等の報告について、6ページのとおりとなっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（田中誠君）

これで議長諸般の報告を終わります。

### ●日程第4 町長一般行政報告

#### ○議長（田中誠君）

日程第4、町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

それでは町長の一般行政報告を申し上げたいと思います。

まず初めに、大きなIの主要事業報告についてであります。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策の経過についてでございます。8月3日の臨時議会以降の経過について御報告を申し上げます。

現状における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国及び北海道オホーツク管内におきましても、引き続き高い水準で増減を繰り返しており、本町におきましても毎日のように確認がされております。さらに、ここ数日は小学生を中心に増加をしている状況となっております。

こうした状況を受け、町では町職員及び指定管理施設等の職員において発生が確認された場合は、ホームページなどにより公表するとともに、施設管理の徹底と蔓延防止に向けた対応策を講じているところでございます。

また、感染者の療養期間が10日間から7日間に見直し短縮されましたので、これらの対応につきましても、対策本部において周知をしてきているところでございます。加えて、国におきましては、新規感染者数の全数把握方式を見直し、都道府県の判断で高齢者や重症化リスクの高い人に限定した新たな仕組みを導入することが決定されたところでありますが、北海道においては国における一律の見直しが行われるまで、この見直し申請を行わないこととし、さらに、8月末までとされておりましたB.A.5対策強化宣言を9月末日までに延長し、感染拡大防止と地域社会経

済活動の両立を図ることとしたところであります。

次に、ワクチンの接種状況についてであります。9月7日現在の3回目のワクチンの接種につきましては、接種者全体では2,983人、接種率では85.7%となっております。なお、12歳以上64歳以下の方と65歳以上の方の接種状況につきましても、記載のとおりでありまして、全国及び北海道との比較においても、接種率は大きく上回っている状況下でございます。

また、4回目の接種及び5歳以上11歳までの小児接種につきましても、記載のとおりでありますので、御参照をいただきたいと思います。

次に、2点目のジャガイモシストセンチュウ植物検診の結果についてでございます。

7月6日から8日までの3日間で植物検診が行われておりますので、その結果について御報告を申し上げます。

調査対象面積は、バイレイショ作付圃場で1,178筆、面積では1,888.31ヘクタールであります。新規に発生が確認された圃場については、1圃場であり、面積では0.21ヘクタールとなっております。前年度までの発生確認面積との合計では、6,056.9ヘクタールでありまして、畑作面積に占める発生割合は73.88%となっております。

次に、3点目の火災の発生についてであります。8月の5日、9日、11日にそれぞれ記載の火災が発生をいたしております。消防署員及び消防車両の出動により、消火活動が行われたものであります。

なお、(3)の建物火災につきましては、消防車両からの出火でありまして、電気系統の点検時にセルモーターから出火をしたものであります。車庫内でありましたので建物火災扱いとなったところであります。なお、出火した消防車両につきましては、1号車の出火でありまして、既に修理が完了されております。

次に、3ページになります。

4点目の日本で最も美しい村連合の加盟継続に係る再審査についてであります。8月の25、26の両日に行われております。日本で最も美しい村連合の審査員2名が来町をいたしまして、現地調査と連合加盟に係る活動の取組状況や目標とする地域づくりやまちづくりへの聞き取り調査が行われたものでありまして、5年に1度審査が行われているものであります。なお、今回の審査結果に基づく加盟継続の可否につきましては、この11月末の理事会において決定がされることとなっております。

次に、大きなⅡの主要事業の執行状況についてであります。

1点目の農作物生育状況調査についてであります。別紙により説明を申し上げますので、7ページを御覧いただきたいと思います。

まず、状況について御報告をいたします。9月1日現在の農作物の生育状況については、農業改良普及センターよりの報告を頂いておりますので、それに基づき御説明を申し上げたいと存じます。

まず、気象の状況であります。気温は8月以降、平年より高く推移をいたしております。また、降水量は8月以降における断続的な降雨により、平年値を上回り湿潤傾向で経過をいたしており、日照時間につきましては、6月が極端な日照不足でありましたが、その後は平年並みに経過をいたしております。ただし、全体を通じての平均値は10%ほど下回っているということでございます。

それでは、作物ごとに生育状況を申し上げます。

秋まき小麦(きたほなみ)、春まき小麦(春よ恋)につきましては、いずれも収穫が完了いたし

ております。9月10日現在の秋まき小麦の反収は乾麦で10.87俵、製品で10.28俵、春まき小麦の反収は乾麦で8.5俵、製品で7.1俵となっております。秋まき、春まき小麦とも、平年値を若干下回った状況になっているとのことであります。

次のバレイショ（コナヒメ）は、茎葉の黄変が進んでおりまして、上いも数、上いも1個重では平年値をやや上回っております。生育の遅速では1日早くなっているとのことでありまして、デンプン工場につきましては9月1日より操業を開始しております。9月10日現在のライマン価は20.7%とのことであります。

次に、てんさい（パピリカ）であります。8月の高温と降水によって根部の肥大が進んでおります。生育の遅速では3日早くなっているとのことであります。

次に、大豆（とよまどか）であります。茎長、葉数、着莢数とも平年並みでありまして、生育の遅速はございません。登熟は順調に進んでいるとのことでございます。

次に、小豆の（きたろまん）であります。茎長、葉数、着莢数ともに平年値を上回っており、生育の遅速では1日早くなっております。ただし、多雨、寡照のために徒長傾向とのことでありますが、登熟は順調に進んでいるとのことでございます。

次に、トウモロコシ（サイレージ用）であります。稈長は平年を上回っており、糊熟期で、生育の遅速では2日早くなっております。生育は順調とのことでございます。

次に、牧草（チモシー）であります。草丈は平年並みであります。二番草の収穫期で、好天により収穫は順調に進んでいるとのことであります。

なお、今回の作況は、9月1日現在の調査結果でありますので、現在においてはその後の気温と日照の影響などにより、全ての作物において生育が一段と進んでいるとのことであります。

以上、農作物生育状況を報告をさせていただきました。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

次に、2点目の議決工事の9月10日現在の工事の進捗状況についてであります。

初めに、令和3年度の線越事業であります。

清里外1地区農業集落排水事業処理施設改修工事につきましては、記載の工期、工事内容により実施がされております。進捗状況は工事が完了いたしてありまして、試運転調整及び報告書の作成中でございます。割合では、95%となっております。

次に、4ページをお開きください。

令和4年度事業の除雪トラック更新事業につきましても、記載の工期、工事内容により実施がされております。進捗状況は車両本体の製作中でありまして、進捗の割合では20%となっております。

次の、ごみ処理運搬車等更新事業につきましても、記載の工期、工事内容にて実施がされております。進捗状況は車両本体の製作中でありまして、割合では30%となっております。

次の、上斜里橋補修工事につきましても、記載の工期、工事内容により実施がされております。進捗状況は準備工の段階でありまして、進捗割合では20%となっております。

次の、清里小学校改修第三期工事（建築主体）につきましても、記載の工期、工事内容により実施がされております。現在の進捗状況は1階多目的ホールの改修工事の施工中でございます。割合では48%ということになります。

さらに、次の機械設備につきましても、記載の工期、工事内容により実施がされております。進捗状況は機械室の改修、暖房、給水管の更新工事の施工中でありまして、進捗割合では67%となっているものであります。

次の、役場庁舎冷房改修工事につきましても、記載の工期、工事内容により実施がされております。進捗状況は準備工の段階でありまして、割合では3%となっております。

次の、介護老人保健施設特殊入浴設備更新事業につきましても、記載の工期、工事内容により実施がされております。進捗状況は設備本体の取り寄せ中でありまして、進捗割合では20%となっております。

5ページを御覧いただきたいと存じます。

大きな皿の、主な会議・行事等の報告についてであります。

北海道造林協会オホーツク支部通常総会についてであります。8月10日、書面にて開催がされております。付議案件は記載の5件でございます。いずれも原案どおりに、可決・承認がされたものであります。

次の、北海道治山林道協会オホーツク支部通常総会についてであります。本件につきましても、書面にて8月12日に開催がされております。付議案件は記載の5件であります。原案どおりに、全てが可決・承認を頂いたものであります。

次に、阿寒摩周国立公園広域観光協議会定期総会についてであります。本件についても、書面にて8月12日に開催されたものであります。付議案件は記載の5件であります。いずれも原案どおりに、可決・承認がされたものであります。

次の、オホーツク地域づくり連携会議についてであります。8月30日、網走市のエコーセンターにて開催がされております。オホーツク総合振興局及び網走開発建設部より、地域づくり推進ビジョンとオホーツク連携地域政策展開方針の推進状況について御報告を頂いたのち、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた観光交流と食による地域再生について各市町村での取組と、御出席をいただきました観光協会、商工会、林業協会、森林組合、漁業協同組合、農協などの関係機関、団体の現状と課題などについて報告をいただき、推進ビジョンに掲げた地域の目指す姿について意見交換が行われたものであります。

次に、北海道土地改良団体連合会臨時総会についてであります。8月31日、札幌市のホテルポールスター札幌にて開催がされております。付議議案は3件でありまして、いずれも原案どおりに、可決・承認がされております。なお、役員の補欠選出につきましては、欠員となっております。十勝、空知、石狩3地区の理事についての補欠選任を行ったものであります。

次、6ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年度道路関係予算概算要求概要説明会についてであります。9月の2日、東京、海運クラブの2階のホールにて開催がされております。本説明会は、道路整備促進期成同盟全国協議会と全国道路利用者会議により開催がされたものでありまして、国土交通省道路局の各所管課長より、令和5年度における公共事業全体予算の概要と道路関係予算の概要についての説明をいただき、当面する建設資材価格高騰への対応や防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策などの予算概要について意見交換が行われたものであります。

次に、地域連携特例校などの再編整備に係る北海道議会議員との意見交換会についてであります。9月7日、北海道議会委員会室にて開催がされております。現在は、これからの高校づくりに関する指針の策定に向けて作業が進められているところでありますが、地域連携特例校の再編整備につきましても、指針、計画案に示されている新入学生が2年連続して10人未満となった場合においても、即再編整備をすることのないよう、今後の生徒の推移を見極めた上で判断をしていただきたく、再編整備の留保を北海道議会教育振興議員連盟に対し申入れをいたしております。

また、併せて当日参加をされました特例校所在の首長とにおいての意見交換が行われたもので



ございます。

次に、民生委員推薦会議についてであります。9月9日、保健福祉総合センター健康ホールにて開催がされております。本推薦会は、民生委員法の規定により、民生委員、児童委員候補者を推薦することを目的に設置がされているものでありまして、知事が示した推薦基準等に基づき、適格者を推薦することとされておりまして、推薦会の委員長には畠山英樹委員が互選をされております。なお、会議では民生委員、児童委員候補者の適格要件や、今後の事務処理日程などについて御審議をいただいたものでございます。

以上、申し上げ、町長の一般行政報告とさせていただきます。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

これで、町長一般行政報告を終わります。

**●日程第5 教育長一般行政報告**

**○議長（田中誠君）**

日程第5、教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

**○教育長（岸本幸雄君）**

教育長一般行政報告を申し上げます。

大きなI、主要事業報告であります。

1点目、新型コロナウイルス感染症への対応について。清里小学校児童の新型コロナウイルス感染に伴い、蔓延防止のため、記載の（1）から（3）のとおり対応し、昨日より学校閉鎖の措置を取りましたので、その経過等についてご報告をさせていただきます。

初めに、（1）のとおり、1年生において、9月9日金曜日に複数の陽性者が出たことから、9日から14日までを学年閉鎖といたしました。続いて、（2）のとおり、12日午前、3年生においても複数の陽性者が出たことから、12日11時から16日までを学年閉鎖といたしました。その後、同日12日の午後になりまして、6年生においても複数の陽性者が出るとともに、陽性者が出ていない他の学年においても発熱している児童が複数いたことから、学校全体への蔓延が懸念されるため、12日午後より17日までを学校閉鎖といたしました。なお、先週9日から昨日夜までの小学校全体での陽性者数につきましては、教職員1名を含め17名となっている状況でございます。小学校の閉鎖に伴いまして、学童保育においても、9日は一部1年生のみを、12日から17日は結果として全学年休止としております。

次に、（4）社会教育関連事業についてであります。9月18日に予定をしておりました斜里岳ロードレース大会につきましては中止といたしました。本年は、町民限定での開催とし、清里小学校全校児童をはじめ、町内中高生及び一般並びに親子の部の未就学児まで、全体で293名の参加を予定しておりましたが、清里小学校における新型コロナウイルス感染者の多発を受けまして、安心・安全な大会運営が難しいとの判断から、やむなく中止といたしました。

次に、Ⅱ、教育委員会の開催状況であります。

第5回教育委員会が9月1日開催され、記載の案件3項目について審議、決定されております。続いて、Ⅲ、その他、全道大会の出場結果についてであります。

(1) 陸上競技の第77回国民体育大会北海道代表選手選考会が、8月13日から14日室蘭市で開催され、清里中学校3年、岩本龍希さんが、少年B男子110メートルハードルに出場し、5位入賞を果たしました。

次の裏面ページに参りまして、(2)の第24回北海道ジュニア陸上競技選手権大会兼第53回U16陸上競技大会北海道予選会が、9月4日千歳市で開催され、清里中学校から3名が出場し、3年生、岩本龍希さんが110メートルジュニアハードルで6位入賞。1年生、篠田恵太さんが、1年1,500メートルで5位入賞を果たしました。

以上、申し上げます、教育長一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、教育長一般行政報告を終わります。

●日程第6 報告第3号

○議長（田中誠君）

日程第6、報告第3号、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について、報告の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました報告第3号、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

健全化判断比率につきましては、健全化法において地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下4つの財政指標を定めております。令和3年度の健全化判断比率につきましては、4つの比率のうち、一般会計等における実質赤字比率及び特別会計を含めました連結実質赤字比率は、ともに黒字決算となっております。

将来負担比率は、基金残高から見た一般会計における地方債現在高、それから債務負担、特別会計の繰入見込額、これらなどを含めた将来負担比率が算定されるものであります。令和3年度にも比率に表れている状況にはなく、算定上比率は生じておりません。

実質公債費比率は、標準財政規模に対する実質的な地方債の負担割合を示すもので、令和3年度の比率は8.9%であり、昨年度より0.4%減少し、国の示した早期健全化基準であります25%を大きく下回るものであります。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものであります。令和3年度においては、簡易水道事業特別会計、それから農業集落排水事業特別会計ともに黒字収支となっておりまして、資金不足は生じていないため、算定上比率は生じておりません。

次ページを御覧ください。

本ページは監査委員からの意見書となっております。書類はいずれも適正に作成されていると認められ、なお各比率とも全て早期健全化基準、または経営健全化基準を下回っているとされているところでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

これで、報告第3号、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

**●日程第7 同意第2号**

**○議長（田中誠君）**

日程第7、同意第2号、清里町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長 櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

ただいま上程されました同意第2号、清里町教育委員会委員の任命について提案理由の御説明を申し上げます。

現在、教育委員であります高見真由美氏が、この9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き高見真由美氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

法律第4条第2項の規定は、委員は当該地方公共団体の町の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し、識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとして規定でございます。

高見真由美氏は、上斜里1156番地10にお住まいで、昭和53年12月18日生まれの満43歳の方でございます。履歴などにつきましては、次のページに記載がされておりますので、御参照をいただきたいと存じます。

なお、任期につきましては、令和4年10月1日より令和8年9月30日までの4年間でございます。

高見真由美氏の任命につきまして、満場での御同意を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を求めます。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

本件については、議会先例により討論を省略します。

これから同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、同意第2号、清里町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

## ●日程第8 一般質問

○議長（田中誠君）

日程第8、一般質問を行います。発言を許します。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

それでは、さきに通告しております第6次総合計画の施策と事業推進への取組姿勢について、1点目は、社会生活基盤及び施設整備事業の取組について、2点目は、地域経済・産業振興と雇用拡充について、町長に一般質問をさせていただきたいと存じます。

町長自身の3期目の任期が残されたところ半年余りですので、今から新たな事業、または未着手の事業への取組云々という質問の趣旨ではなく、令和3年度からスタートした第6次総合計画への取組、加えて第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略への取組施策と事業がどのように着実に進められているのか、また逆に滞っているものがあるとするならば、どのような要因によるのか、さきに述べた2点について、その進捗状況や現況を確認させていただき趣旨で質問をさせていただきたい、このように存じます。

まず初めに、社会生活基盤及び施設整備事業の取組についてお尋ねを申し上げます。今回の質問に当たり、改めてもう一度、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略、そして、初年度である令和3年度と、今年度令和4年度の町政執行方針を再読、熟読させていただきました。

当然のことですが、総合計画の初年度であります令和3年度、そして令和4年度、今年度の町政執行方針においても、総合戦略で年次プロットされている施設整備事業について、個別的な施設の整備についても、それぞれ令和3年度、4年度の執行方針において何に取り組むのか、具体的に述べられていると認識をしているものでございます。

幾つかの個別案件については、後ほど再質問の段階で確認をさせていただきたいと思いますが、最初の質問においては、相対的な取組姿勢について、まず質問を行い、確認させていただきたいと存じます。

率直に申し上げますと、現在までの常任委員会等での町からの報告、さらには協議を踏まえると、

町行政全体として施設整備事業については、総合計画にのっとり、積極的に取組姿勢が若干薄いのではないかと、または強く感じられない。逆に多くの部分で進捗の停滞、または取組の遅れが見られる現状となっていないかというふうに懸念をするものでございます。

この点については、私一人だけの、独りよがりの受け止めではいけないと思い、当然先輩の議員の皆さんや、総合計画に具体的に携わった町内の主だった団体の役員の皆さんの話も幾人か伺ったところ、ほぼ同じような感覚で受け止められているということを確認を、私自身はさせていただいたところです。

一部には、総合計画の策定に関わった委員の中においては、何のための総合計画だったのだろうか。議会そのものがしっかりしないからだといったようなお叱りも受けているところがございます。

少なくとも総合計画そのものは、新型コロナの下で、計画策定に向けての議論を進める委員会の開催にも苦労される中ではありましたが、70名を超える町民の皆さんによる策定委員の方々の真摯な審議や各種アンケート調査を活用し、町民の皆さんの意向を確認するなど、町政全般にわたる行政課題や町民の生活課題を捉え、策定されたものと認識を私はいたしております。

加えて、地方自治法の改正による計画の義務づけや基本構想の議会議決が不要となりましたが、新たな条例を制定し、議会の議決を経て、行政のいわば最上位計画として位置づけた上、総合戦略の施策等事業にも落とし込みが行われているものと認識をいたしてございます。

こうした全体で考えるとき、私自身の行政経験で顧みても、特に大規模の施設整備事業の実行については、基本となる構想や計画の策定、さらには基本設計・実施設計、工事、現場での施工、並行しながらの財源や運営手法の検討、時には人材の確保も併せ、少なくとも事業開始や施設の運用に至るまでに、最速でも4年ないし5年の期間を要すると考えるのは、行政の一般的な常識ではないか、このように考えるものでございます。

しかしながら残念なことに、現在に至ってもランドデザインとしての土地利用計画の議論の素案、こういったものは今年3月、今年度、令和3年度末のぎりぎりに示されたものの、具体的な詰め協議そのものが議会との間においても進められておらず、個々の計画される施設の建設予定場所すら宙に浮き、決まっていない、いわば基本的な事業自身の前提となる入り口が着地していない状況にあると捉えるものでございますが、こうした状況が生じている原因が、または要因が何にあるのか、まず端的に町長よりお示しいただきたいと存じます。

加えて、この状態では、令和7年度までの総合計画の前期5か年において、ほぼ、懸案事項としている大規模の社会生活基盤や施設整備事業が実行され、さらに運用に至らないばかりか、令和8年度以降、後期5か年に計画されている事業についても、遅滞が生じかねず、町長が常日頃おっしゃる住んでよかったと思えるまちづくりや、安全・安心のまちづくりを支える社会生活基盤や施設の整備、加えて、大局的な見地に立てば、人口減少や超高齢化、子育て支援、地域経済循環など様々な面から見ても極めて強く憂慮されるものであり、現在の総合計画と総合戦略における、まず施設整備事業に対する取組現況について、町長の基本的な認識を併せてお伺いするものでございます。

次に、2点目として、地域経済・産業振興と雇用拡充についてお伺いをさせていただきます。

総合計画の基本目標の1番目、トップに、地域の産業で活力と活気を生み出す町を掲げられ、清里町が住みよい町であるとともに、働きやすい町となるよう、雇用の場や環境が拡充するよう促進します。このようにうたっていることは、当然、町長も御存じだと思います。

しかしながら、残念ながら実態としては、札弦地区における合板製造会社の大幅な操業規模の

縮小、さらには、清里町駅裏にあります林材会社の清算による廃業に加えて、ここ最近においては、清里中心市街地区における歯科医院の閉院ですとか、ガソリンスタンドの閉所、さらには金融機関支店の撤退なども巷間、噂、話題となっており、残念ながら雇用の拡充ではなく、全体的には逆に雇用環境の縮小現象がある意味加速化している実態となっているのではないのでしょうか。

このことについては、何も町行政の当事者の責任だと言ってるのではなくして、こうしたさらに厳しい環境にあるからこそ、なお一層、雇用の場や環境が拡充するよう促進することの重要性が増しているというふうに認識をしているものでございます。

中心市街地の空洞化や消費の町外流出、新型コロナの影響等もあい増す中、堅調に思っていた基幹産業の農業においても、円安や国際情勢により、肥料や飼料、燃油の想像を超える高騰により、俄然厳しい環境が現出しております。

従前より、私自身としては、一般質問等において、公共による様々な雇用の創出や、適切かつ迅速な財政出動の必要性を繰り返し訴えてきたところでございますが、地域経済・産業振興と雇用拡充について、若者世代の働く場の受け皿づくりや、子育て世代の安定的な雇用の場の確保、さらには過去幾度も一般質問させていただいておりますが、障害者雇用の環境づくりなどに向けて、どのような具体的な取組を、対応を現在まで進められ、さらには町内や町外に向けて動きを取られたのか、働きかけを行われたのか、総合計画のスタートアップとしての雇用環境の拡充、具体的に何に取り組みされたのか、現況を含めた御答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

#### ○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただいま、古谷議員より御質問を頂きました。

第6次清里町総合計画の施策と事業推進への取組姿勢についての、1点目の社会基盤及び施設整備事業の取組についてお答えを申し上げたいと思います。

御案内のように、第6次清里町総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましましては、令和3年3月に策定がされておりまして、令和3年度より総合計画、そして総合戦略において具体的な施策に落とし込みを行い、重点施策としての事業展開を図ってきている次第であります。

町議会をはじめ、町民皆さんの御理解、御協力を頂きながら、総合戦略に掲げている主な事業施策の、88項目がありますが、その項目のうち86%計画どおりに進んでいるというふうに押さえております。

また、この中では令和2年度より世界的に大流行となっております新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、中でも総合防災訓練や国際交流事業、高校生の海外派遣事業など、こうした関連の事業が12件含まれておりますので、これらが未実施ということになっておりますから、おおむね15%近くが未実施の恰好になっているかなというふうに思っている次第であります。

ただ、これには全てが施設事業計画ということではありません。様々な施策や事業の構成になっております。

御質問の中にありました大型施設整備関係については、遅々として進んでいないんじゃないかということではあります。実際的には総合戦略に掲げております88のある事業の中に、大型の施

設事業というのはかなり限られた事業についてのみ記載がなっておりまして、それ以外の部分については各個別の事業計画、個別、分野別計画に基づいて実施がされることになっておりますので、そうしたものを含めていきますと、おおむね順調に推移をしているものと判断をしているところでもあります。

また、建設に当たっての、計画に当たっての建設場所等について、グランドデザインが遅れて定められていないと、まだ入り口には到達していないのではないかという御指摘ではありますが、これらについては事前に場所を決めて云々というのも、これも一つの手法ではありますが、全体的なグランドデザインの中に並行的に、事業計画と併せて並行的に落とし込みをしながら進めていきたいというようなことで、今、調整をしながら進めているところでもありますし、既存の事業、新規の事業はそういうことがあります、既存での事業については現在の敷地の中に建て替えまた改修、そういうものを含めながら事業を展開しているという状況下にあるわけでもあります。

次に、2点目の地域経済・産業振興と雇用の拡充についてのお答えを申し上げたいと思います。

長年、地域の経済と雇用を支えておりました多くの事業所の移転、廃業などにより、地域経済と雇用にとっては、大変厳しい事案が多く発生をしてきているという状況下にあるかと思えます。

特に、少子高齢化と人口減少の影響をはじめとして、新型コロナウイルス感染症の影響、さらには急速な円安等による日本社会全体が既にデフレ経済に陥っている、そうした中にさらにウクライナとロシアとの戦争の関係、さらには原油、燃料の高騰に端を発した物価高などの影響によりまして、世界はもちろんであります、日本も、そして、ひいては本町の経済や生活環境にも大きな影を落としてつつあるというふうに理解をしているところでもあります。

つきましては、これらの影響を直接的に受けております民間事業者の経営は、さらに一段の厳しさを増しているところでもありますし、そして、また社会全体の消費者からの新たなサービスの転換や新分野への参入、生活課題解決サービスへの移行などが求められておりますので、これまで同様のサービスを維持、継続していくことの難しさに直面をしてきている、そんな状況下にあるものと理解をするところでもあります。これまでのように、民間事業者が主体となって支えていただいております町の産業基盤や生活基盤の構造につきまして、公共による直接的かつ積極的な関与が必要になってきていると、そういうふうに痛切に感じているところでもありますし、ひいては、地域の雇用を維持しつつ、拡大を図るために、官民が一体となった新たな形での住民サービスの展開を図っていかねばならないものと考え次第であります。

こうしたことから、行政サービスのアウトソーシング、そして、住民生活課題の解決に向けた新たなサービスの展開、地域資源を活用した需要の創出などに、まさに今の6次における総合計画において課題への取組の方策として挙げられておりますそれぞれの施策のそのものであるものと、私は認識しているものであります。

これらに関する具体的な構想取組ということでありまして、これも構想段階から、また現状の今すぐ解決しなければならないという部分も含めながら進めているわけではありますが、大きな構想の取組としては、観光分野における需要の創出の課題、それから脱炭素、ゼロカーボンを実現するための再生可能エネルギーへの取組、さらには地域の交通の足を支える体系の構築、そしてデジタルトランスフォーメーション環境の整備、少し先の未来を見据えた施策、これについても取組を始めてきているところでもあります。

また、今ある大きな目先の課題としての取組としては、地域のさらなる経済循環、さらには雇用の維持、創出を目指して、町内外事業者との協業や誘致活動、あるいは町内における新たな事業者の創出を含めた検討、検証を現在進めながら取り組んでいるところでございます。

先ほどありましたように、町内に2軒しかなかった歯医者のうち1軒が、今回閉院をされております。何とか事業継承をというような取組を含めて、事業者の進出を期待をしているわけであります。

いずれの事案についても、まだまだ不確定な、そして不確実な要素を多分に含んでおりますので、具体的なことは申し上げることができませんが、いずれにしても、町民の皆さんの生活の豊かさにつながるよう、また雇用の創出に結びつけていかれるように事業展開を進めていく所存でありますので、来るべき時期が到来しましたら、議会とも十分に協議をさせていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

先ほど来申し上げておりますように、大変厳しい環境下にあります。町が、そして事業者が単独で新たなサービスを展開する、こうした情勢と、そして日本そのものの人口が減っている中で消費の低迷と、そうしたものを踏まえた中で、しっかりと地域に暮らす人方が安全安心に暮らしていける、そういう政策を町としても、事業者の皆さんとともに連携を図りながら進めていきたいという考えでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上申し上げ、答弁いたします。

#### ○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

#### ○2番（古谷一夫君）

それでは、何点か再質問させていただきたいと思っております。1点目の社会生活基盤及び施設整備事業の取組について、まずお話を伺いたいと存じます。

今、頂いた御答弁を聞いてみると、まち・ひと・しごと創生総合戦略88あるうち86はちゃんと進んでいるんだよ、それからランドデザイン、どこに何の施設を建てるか、これについては並行的に考えるんですよという、そういった御答弁を頂いたというふうに認識しております。さらに、まち・ひと・しごとの中においては、そんなに大きな施設整備を具体的に書いていませんよともおっしゃっていますので、幾つか具体的な事例を出しながら確認をさせていただきたい。

まず前提になっているのは、総合計画の後、まち・ひと・しごと創生総合戦略、ほぼほぼ時間切れで、全委員の皆さんが具体的な議論されたのはほぼ2回しかない。そういった実態の中で最後駆け込んで、総合計画と帳尻合わそうって、これは事実であったというふうにとの策定委員の皆さんもおっしゃっているわけであって、特にその中においている大型な生活基盤や施設整備は非常に重要なんだけど、ある意味では曖昧な形の中で最後着地してしまった、そういった実態を総体的にある前提に立って、今、町長答弁頂いたとすれば、非常に大きな問題を残しているのではないかと、このように受け止めております。

それでは、幾つか具体的な施設の整備についてお伺いします。まず最初に、認定こども園の関係についてお伺いいたします。

そういった総合計画やまち・ひと・しごとを受けながら、初年度である令和3年度の町政執行方針にはどういうふうになっているか。基本構想をまとめますって、これを明確に書いています。令和4年度についてはどういうふうに書いてあるか。基本構想の策定が若干遅れています。ただし、基本設計を補正予算で提案します。このように述べられております。

7月から8月、9月と2回ほど、教育委員会のほうから常任委員会で考え方整理されたものをもう一回提出されて、基本的には推進していく、これは全く変わりはないです。ただ、職員間の



共通理解、町民を含むんでしょうか、共通理解や認識、今まで積み上げてきた検証をしっかりと生かしていきたいという考え方。

その一方では何があるかという、非常に現段階では基本構想、最終的にはまとめきっていないというのは事実であって、現実的に今回9月定例会ですが、基本設計の当然予算なんてものは提案できる状態にない。

こういった状況の認識を、まず、なぜこういった状況になっているのか。令和3年度、基本構想まとめます。令和4年度、基本設計を補正予算で提案します。今後の補正予算、臨時会をやるのか。12月、残された3か月、入札から含めて、ほぼほぼ不可能に近い状況にあると思うんですけども、基本的にこういった状況で基本設計の補正予算を今後出していくという考えがあるのかどうか。まずこの関係について確認をさせていただきたいと存じます。

#### ○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただいまの認定こども園の関係であります。大型事業として総合戦略の中にも、しっかりと掲載がされているものでありまして、基本的には令和6年までの準備期間とし、令和7年度以降に事業着手開設という予定で取組を進めるとして計画が計上されたものでございます。ただ、そういう中で議員より御指摘をいただいたように、基本構想がまだまとまっていない、準備が遅れているのではないかと。そして、執行方針の中には基本構想に基づく基本設計、今年度の補正予算で計上される、そういう執行方針になっている。現実、基本構想がまとまらない中で、果たしてそのことは現時点において可能なかどうかというようなことであります。

率直に申し上げます。可能ではありません。思っていた以上に時間をかけた、要しているというのが実情かと思えます。それぞれ認定こども園の関係については、現在のやまと幼稚園と、それから清里保育所、これの幼保一元化に向けた認定こども園としての統合した考え方で、将来的に子ども子育ての窓口をつくっていこうということでスタートをいたしました。そうした中において、当初の立ち上げの段階で、基本的な考えの部分の、今、こども家庭庁との関係なんかも出てきていますし、また、国の施策としては、先ほどちょっと申し上げました幼保一元化という方向性であったのですが、現実的には、政府はこども庁をつくる段階で、その幼保一元化のところは外して進められているというようなこともあって、その基本的な組立てに若干改めた協議が必要になってきたというようなことも踏まえて進めていかなきゃならないというようなことで、そこら辺の仕組みが少し変わったことと、町のそうした進めていた施設の整備の計画自体とのギャップが出てきたというようなことで、今しばらく時間を要しているところであります。

しかし、その後においても、そうした課題を一つずつ、今、整理をしながら、前向きに取り組んでいるところであります。確かに、今現在では遅れておりますけれども、将来的な、先ほど申し上げました令和7年、8年の建設、開設に向けたスピードアップを含めて図っていかなきゃならないものだというふうに理解しております。

いずれにしても、執行方針の中で基本設計を今年度中に補正予算で計上するといった部分については、今現在この時点では難しくなっているということは事実かというふうに思います。

また、新年度においても、来年はちょうど4年に1回の統一地方選挙の年でもあります。当初

予算の中に、政策予算を計上できるかどうかという部分は、慎重に判断していかなきゃならないというふうに思っているところでもあります。通常年であれば、政策予算については6月計上というのが通常でありますから、そうした部分を含めていくと、早くて6月なのかなという部分を含めて、それに向けた最大限の努力をしていきたいというふうに考えている次第でもありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

#### ○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

#### ○2番（古谷一夫君）

理解ができるかできないかという話ではなくして、実態としては町政執行方針3年、4年と積み上げてきたけれども、事業そのものについては非常に難しさが伴い、事業そのものは当然議会も含めて、町民の皆さんも含めて、総合計画においても、まち・ひとづくり等しっかりやりましょう、これをもう方向性は何に一つぶれていないはずで。

ただ現実的な施策を事業に落とし込んでいく、そういった中の事務的な手続ですとか、将来的な話、関係調整、庁舎内、庁舎外、含めて、これできなかったという事実であって、現実的に今年3月の定例会で示した執行方針でうたったものを撤回するというふうに理解せざるを得ない。

ただし、事業としては、やはりしっかりと進めていく必要がある。この認識については議会においても同じですし、町民の皆さんも同じ、担当している職員の皆さんも同じと思いますが、そういった事実があるということをしきんとやはり明確に意識した中であるべきところ、総合計画で目指した幼児教育や保育のありよう、今後の子育て支援の仕組み、こういったものをしっかり構築していく必要性、こういったものを再確認をさせていただきたい、このように感じます。

続いて、2つ目の具体的な事業についてお尋ねします。2点目は、消防庁舎、さらには防災施設の整備の関係。当然その方向性がうたわれて、この事業についても令和3年度の町政執行方針で、老朽化と狹隘、整備計画の検討を進める、令和4年度の町政執行方針では、消防庁舎は基本構想策定の準備に入りますよ、当然今まで、私を含めて各委員から、東日本やそういった地震の経験、さらには胆振の地震の経験、そういった中において、防災拠点施設ですとか、防災備品の備蓄の施設の必要性、消防と合わせながらどうだろうかという議論をさせていただいた経過があり、令和3年度、令和4年度、それぞれ町政執行方針のほうで、策定の準備に入る、このようにうたわれています。

ただ私の知る限り、先般も消防、防災の関係者、庁内の関係者、何人かとお話ししたところ、全く一切そういった話が、策定に向けての準備だとか、協議だとか、事務的な指示も当然ない。先ほど町長、建物大規模施設については、グランドデザインで一括的に決まるんじゃないかと、並行しながら候補地、土地を考えていくんだ、というような答弁をされておりますが、当然、消防庁舎をどこに建てるか、防災施設を併用するのか、というようなことについても、全く事務的な協議さえされていないし、関係団体との協議も、3年度、4年度においては全くされていない。そういった事実。

その一方で、今年度、消防庁舎の上に、役場の冷暖房のキュービクルを作られる、消防庁舎の現時点における計画策定の準備状況について、御答弁願いたいと思います。

また、併せて、消防庁舎整備、こういった考え方で、現在まで進めてきたのか、内部及び消防関係者との協議も含めながら、御答弁願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの消防庁舎に係る御質問であります。その前段の認定こども園の関係、先ほど申したとおりであります。全体的な子ども子育て施策と合わせながら、施設整備計画、これから遅れを取り戻すように鋭意努力をしまいたいというふうに考えるところであります。ただ、様々な要素が絡んできているということも事実でありますので、それらも一つずつ解決をしながら、前向きに進めてまいる所存でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、ただいまの消防庁舎の関係であります。本件についても、執行方針の中で、基本構想についての検討に入らせていただく、というふうに執行方針の中で記載をさせていただいたわけです。それは今年度からということですが、今、その準備に入っていることは事実でありまして、もう既に消防庁舎の直接的な専門家でもあります消防署員によって、様々な資料等を参考にしながら、もう規定がありますから消防の場合は、救急の場合はどれだけのスペース、消防車両のスペースはどう取るだとか、一定の規定が全部ありますので、そういう基準の調査と併せて、それらを今進めております。

基本的に言えば、基本構想策定に向けた素案のたたき台を、今つくっているという段階でありまして、ほぼ事務的な部分の積み上げは終わってきております。これからこれをもって、このたたき台を参考にしながら、やはり基本構想策定委員会なるものを構築をしながら、その中で広く専門家の意見を聞いて、最終の構想としてまとめ上げていきたい。それから、先ほどありましたように、ランドデザインの中でも何だ云々で、これから並行的にという、確かに並行的に進めていかなきゃならない部分がありますが、もう既に候補地の選定作業にも入って、事務的にですよ、これは。ランドデザインの中で全体にはまだ反映されておりませんが、どういう場所がいいんだと、これはもう土地がなければならぬわけですから、可能性のある土地の抽出にも入ってきております。最終的にはランドデザインの中に、それらをどう位置づけて持っていけるかということになりますから、これにもそれなりの時間を要するかと思いますけれども、そんな作業にもう既に入ってきているということで、これについても御理解をいただきたいというふうに思います。

特に消防の関係については、防災だ、それから救急業務との様々な関わりが出てまいりますので、それぞれのそういう施設に対する基準等も比較しながら整備をしていかなきゃならぬというふうに思っております。

また、それに係る先ほどありました防災備品の保管庫の関係ですが、これらについても今大きな構想の中では、消防庁舎の移設を含めた考え方がありますので、移設となれば現在の消防庁舎そのものかなり広いスペースがありますから、車庫あたりについてはうまく間仕切りをすれば防災備品のそのところに保管庫が生ずることもできるかなというようなことがありますので、それらも含めながら保管庫の確保に向けた考え方を整理していきたいというふうに思っている次第でございます。

また、消防庁舎がなくなるにも関わらず、冷房設備の関係、そして2階に、今回受電設備を、今地下にあるやつを、受電設備を2階に上げるということで、冷房計画を進めているわけですが、これはいずれにしろハザードマップで1階部分が水没したらということ、要は地下に今

ありますので、今回冷房設備を整備するに当たって、そののところもしっかりと確保していかなければならないということから受電設備を移設して、ちょうど消防の2階部分に耐力度もある場所がありますので、そこに設置をするということでもありますから、やはりこれも防災の観点からの移設だということで御理解をいただきたい。ですから、2階そのものについては、今の段階で現在の消防庁舎の2階にどうこうという、増設云々という考え方はございません。庁舎全体の受電設備をそこに置くということで、もう既に事業が発注になっているところでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

私の認識や消防関係者にお話を伺ったことと、事実とかなり違った御答弁をいただいて、逆に言えば前向きにやりますよという答弁をいただいているわけであって、しかも合わせて総合計画やランドデザインでは総体的なものを並行しながら建設場所を決めるけど、消防については具体的な場所を想定しながら、当然基本構想や計画をつくるという話、非常に都合のよく、全体像のありようみたいなものをやっぱりきちんと示した中でやっていくのは、後ほどこれは違う部分でやりたいと思いますけれども。

じゃあ確認をさせていただきますけれども、消防庁舎の防災施設も含めた建設については、現段階において基本構想の策定の事務的な準備に入ったというふうに理解をしてよろしいでしょうか。入ったかどうかという確認だけをさせていただきますと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

基本的な準備に入ることを前提に、職員の段階での建設基本構想のたたき台をつくり上げてきているという段階であるというふうに理解をいただければと思います。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

表現はよく理解しています。ただ、職員レベルのたたき台をつくっている素案の段階で、当然、今の段階では年度内に議会と協議をしたり、明確に土地を購入しますよとか、機能をこういった機能を持たせるというような、具体的な協議を議会レベルで行える状況ではないというふうに、逆に言えば聞こえてきて。あくまでも職員レベルにおいて、計画構想のたたき台素案を、今始めました、そういった理解でよろしいですか。ただし、事業としてはしっかりと総合計画、これにのっとり、具体的な候補地の選定、そして早い段階で実施設計、そこまで持っていく考え方を現在、町全体として共有している。そういった理解でよろしいですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

基本構想の、今、策定準備を進めているということで御理解をいただきたいと思います。また、先ほど言いましたように、基本構想策定委員会をつくらなければなど、これはいろんな各方面の専門家の方々や、署員はもちろんですけれども、消防団員の本部の役員の方々もごいますから、そうした方で構成する委員会をつくり、そして基本構想の最終案にまとめていきたい、その準備に入っているということで御理解をいただければというふうに思います。

なお、そこら辺が固まってくると、やはりそれに合わせたスピード感を持って、庁舎の建設に当たっていききたいというふうに思っているところであります。

ただ、庁舎となりますと、相当な事業費の投下が考えられますから、やはり財源どう考えていくか、財源をどう確保してくるか、それらも並行した中において、準備が整った段階では基本構想から基本設計、そして実施設計へと進めていきたい。総合計画の中では、消防庁舎の全体計画が後年時の中に処理がされております。ですけれども、今言った現在のこうした状況の中で、整理ができれば前倒しも考えながら進めていかなければならないものだなというふうに思っている次第でもあります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

後年時と言いましても、ほぼ今、構想のまとめから準備の準備にまず事務的に入ったばかりであって、少なくとも5年、6年かかってくるのが当たり前であって、結局その準備の準備の段階であって、基本となる土地どこにするかすら決まっていないというのが実態ではないか。非常に重要な施設ですので、しっかりと関係者、議会との協議を踏まえてその方向性、特に斜里においては3消防のうちにおいて、斜里については平成20年、これは東日本（大震災）を受けながら、申し訳ありません、斜里については平成28年、29年、2か年にわたって、緊急防災事業債という形の中で財源も、準備を進めていないと財源もついてこないんですよ。財源が後じゃなくても、準備を進めた上で適正な財源とか、国の交付金だとか、時代の流れの中できちんとやっていく、それが本来の在り方であって、並行しながらしっかりと財源についても対応を図っていただきたいと思いますし、狭隘で老朽化した消防施設、事務レベルから、全体的議会の協議レベルまで持ち上げるように、速やかに進めていただきたい、このように強く要請を申し上げたいと思います。

続いて3つ目として、特別養護老人ホームの改築の支援についても、既に社会福祉会のほうから要請が上がり、令和3年度の町政執行方針については、施設の構想や用途など、計画内容を継続的に協議をしていくという方向性を出していますが、令和4年度は全く消えてしまっている。

関係者にこれを聞くと、ほぼほぼ非常に、まだ時期的に後年度計画になっていくだろうからその辺の難しさもあるし、ただ現実的に9月号の広報の中でも取り上げているとおり、私も何回も質問しているとおり、認知症の総合支援がスタートしていると思うんですけれども、現実的な施設だとか、デイサービスだとか、通所の受皿、どこが拠点施設になるのか、こういうものを明確に

しながら、認知症の総合計画の支援事業、こういったものを組み合わせていかなければ、これからの超高齢化、認知症3人に1人だとか、5人に1人と言われている状況の中に対応できないんじゃないか、明らかに今の老健だけでできるのか、非常に厳しい環境にあるという中において、今、老健との機能分担だとか、複合的なサービスの提供、そういったことを含めて、現時点において、特養、こういった認知症対応の視点も含めながら、こういった協議がなされて、準備がなされているのか、御答弁願いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

まず、清楽園の前に、先ほどの消防庁舎の関係であります。先ほど申し上げましたように、構想の準備に向けた作業を、今現在進めているところでありますし、これらの内容については、専門的な部分はかなり要素が大きいわけでありますので、それぞれ関係の皆さんの御意見等を頂き、また最終的には議会としっかりと協議した中で進めていきたいというふうに考えております。

実施についても、その準備が整った段階で、実施に向けての計画を進めてまいるところであります。なるべく早い時期に、そういう構想そのものが、財源確保のためには構想ができないことには、相談もすることができないという部分、議員のおっしゃるとおりでありますから、我々もその財源確保に向けた努力とも併せて、並行的に進めていきたいというふうに考える次第であります。

次に、清楽園の関係であります。執行方針の中から消えたから何もしていないのかという、そういうことではありません。表現的にしていないだけで、その前の年には、やはり清楽園の関係についても併せて、執行方針の中でうたわせていただいたわけであります。先だって、保健福祉課のほうと清楽園の事務長さんとも相談をさせていただいておりますし、その前の段階でも、何回か今まで基本的な考え方についての話し合いを進めさせていただいております。

今、町が抱えている高齢者の大きな課題に対しても、法人と町とが一緒になって何ができるかという部分。法人は法人としての運営方針がありますから、町が一方的にその中に介入をして云々ということではありませんが、本町の高齢者福祉対策として一体的に町と法人とが、また社会福祉協議会等も通じながら、どのような安全・安心なまちづくりにもつくり上げていけるかということが極めて大事な視点であります。

今回の施設の改修、改築に当たりまして、そこら辺の視点をしっかり持った中で何をしていくか。現在の清楽園の方法を単純に建て替えるだけでいいのかどうか。今、議員からもありましたように、やはり認知症対策とか、そういう部分をその中にどういうふうに組み込みながら、それを含めた中での対応を考えていかなければならない、そういうふうにも考えているところであります。そうした細かい部分については専門家の様々な意見があるところでありますので、今、事務的な部分を含めて準備に入りつつあるということで御理解をいただきたいと思っておりますし、先ほどもちょっとくどいようですが、申し上げましたように保健福祉課長と、それから事務長との間では何回かの話、施設長ですか。失礼いたしました。施設長との間で、何回かお話を持っている段階だというふうに伺っているところでもありますので、さらに内容を整理しながら、それらの密なる連携の下に、具体的な作業の段階においては、やはりこれも先ほど言ったような構想策定に向けた委員会なるものを、ある程度つくりながら行かなければならないなというふうに思

っています。

ただ、現状としては社会福祉法人ですので、法人体系でやるのか、昔、清里町がとった今の清楽園、現実には町が全部段取りして建物を建て、その後の運営をお願いをしたというやり方、いろんなやり方が今回の場合、もう法人ができあがっていますので、ありますから、そこら辺の中で法人としての事業計画と法人としての資金計画、これらもしっかりと連携を取りながら進めていかなければ、片方の思いだけでどんどんどんどん前に進んでいくというわけにもいかないことかなというふうにも思っておりますので、そこら辺の連携を密にしながら、より中身の濃いものになるように進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

#### ○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

#### ○2番（古谷一夫君）

先ほど来から、認定こども園や消防庁舎、ただいまの特養について、専門家のその意見だとか云々、だからこそ早く構想や計画を立ち上げなきゃいけないのに、それがあから慎重に行きたいというような御答弁いただいて、非常に不思議に聞こえます。

もう一つ、先ほど来、特養については、課長と施設長の間において、事務的にいろんな情報交換でしょうか、お話し合いされている。それじゃ前にいかないのは当たり前であって、先ほど町長が後段でおっしゃったように、きちんとしたオフィシャルな構想のための検討会議だとか、協議会だとか、名前は何でもいいでしょうけども、具体的に事業施策が前に行くような、そういった仕組みをきちんとオフィシャルにつくって、その経過を含めて議会との協議、財源の裏打ち、こういったものをしていくことの具体的な事業や施策の進め方そのものに、今お話を聞いていると、まだまだ甘さや問題点が残されている、このように感じますので、ぜひぜひ後段でおっしゃったような、その協議をするオフィシャルな受皿をぜひ立ち上げていていただきたい。そのように申し上げておきたいと思っております。

4つ目の、具体的に時間がありませんので、再度確認しますけれども、これは教育委員会になるんでしょうけれども、給食センターの改修整備。小学校、令和2年から4年まで、今年度完成でなるわけなんですけれども、小学校の改築と合わせて給食センターについても予算を、多額の予算を使って実施設計を行った。その当時は基本的に非常に時間がないという形で、特定の財源を入れたいということもありまして、きっと教育委員会の意向の中で基本計画と基本設計が同じ年にやって、走って見たけれども、やはり今後の児童数の、生徒数の推移や在り方に考えた場合について、新築、新しく整備する部分と改築の方向性を見出したい。そういった協議が議会にあって、それもやむを得ないんじゃないですか、議会はある意味では追認的な部分でしっかりとやっていただきたいと話した。

ところが、今年度、既に小学校が完了するにも関わらず、その後、一切給食センターの、実施設計までやった給食センター、それを見直しをしたいといった。それをどう見直して、最終的にどういった方向でいくのか、全く議会との協議もない。どうされるつもりですか。実施設計までやって、その後、今後、新築等含めてもう1回リセットしたい。そして小学校は今年度で終わり。どうされるんですか。

#### ○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

ただいまの給食センターの前に、先ほどの特別養護老人施設の関係であります。これからも精力的な取組の中で、計画では、総合計画、今回のまち・ひと・しごとの具体的な施策の展開の中では、今年時においての立ち上げというふうに処理がされております。ただし、様々な要件がございますので、早く準備を進めながら、前倒しができるような形の中で進めていければなというふうに思っております。

いずれにしろ、清楽園側と連携を取りながら一定の方向性、しっかりと見だしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、給食センターの改修の関係であります。確かに、改修の関係については、改築でいくか、改修にするか、それとタイミングをいつにするかというようなことで議論を今まで進めてきたところであります。基本的に財源の関係からいくと、改修ではなかなか難しいし、また改築のほうが財源対策上、好ましいかなというところであります。

また、実施の関係についても、あまり間隔を空けることなく、今現在、給食の提供の仕方というのはものすごい変わってきております。1人1人のアレルギー対策をしっかりとやっていかなければならないというようなこともありますので、そこら辺を踏まえながら進めていきたいというふうに思っております。

また、具体的な実施設計の関係については、教育長のほうよりお答えをさせていただきます。

**○議長（田中誠君）**

教育長 岸本幸雄君。

**○教育長（岸本幸雄君）**

ただいまの給食センターの関係について、経過等についても現場といたしましての、代表者といたしまして私のほうからちょっと説明させていただきます。

議員、おっしゃったとおり、小学校の改修、長寿命化改修に合わせたの設計を行ってきたところでございますが、その時点においてのおおよその金額といたしまして、給食センター部分のみにおいて2億円を超える予算が必要だということ。そして現状アレルギー対応等鑑み、今後、改修等を行うのであれば、そういったものへの対応も必要になってくる。しからは増築等するのか、あるいは改築等するのかという中の、議論の中で、どうしても増築、改築、改修もですけども、増築等する場合はセンターの休止期間がどうしても生じてきてしまう。それが長い期間、4か月ですとか、6か月ですとか、最低でもかかってきてしまうというようなこともございまして、そういったことを踏まえて、交付金等の活用において改築をしていくのが好ましいのではないかとということで、昨年、今年度と、これも内部の事務方での段階にはなりますけども、そういった財源含めた検討を行ってきております。

先進地視察につきましても、今月中にも予定をしているところでございます。

交付金の活用に当たりましては、現状の施設、平成5年、建築しておりますけども、耐用年数ということで35年を超えなければ、交付金も該当になってこないということもございまして、それらも見据えながら現状の施設をどうしていくのか、そして新たな施設の機能をどうしていくのか、改築に向けて財源確保をどうしていくかということで、今後早急にまた進めてまいりたいと



いうふうに現場として考えているところでございますので、そういったところ、内部の案等まとまりましたら、また御協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、現場の現段階の状況ということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

#### ○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

#### ○2番（古谷一夫君）

残り時間少なくて、ちょっと雇用の関係について触れられない部分があるんですけども、具体的に4つの施設について御質問したところ、結局は具体的な施策事業展開まで着地するまでの道程っていいですか、きちんとそういったものが行政全体で共有化されてないんじゃないのか、事務的には検討してます検討してますって話だけで、今、答弁、具体的にいろいろおっしゃってますけれども、事務的なレベルの検討、検討、検討ばかりであって、具体的にじゃあ議会ですとか住民サイドのっていう、積極的に、財源も含めて。先ほど申し上げたとおり、やはりこれは地域振興、子育て支援、学校教育振興、福祉、あらゆる面で町長がおっしゃってるような住んでよかったまちづくり、安心・安全まちづくりの基幹をなす施設ばかりです。

そういったものに対する取組の姿勢そのものとか、施策展開の手法というものが、きちんと行政の内部においてしっかりと受け継がれて、形として実現するような方向に動いているのかどうか、非常に心配をるところです。

先ほど申し上げたとおり、まち・ひと・しごと、これについては初年度、1期の初年度に交付金をもらっただけで、それ以外は一切国の財源は入っていない中でやってきて、2期は全くゼロだと、1期目も1年目だけでしか交付金は入っていないはずです。

ところが、他の町村等については、先々に基本構成や基本計画ぐらいまではきちんとビルドアップしといたり、基本設計をビルドアップしといて、そういった国の補正や新しい交付金の動きが出れば敏感に実施設計に動かし、そういった中においてしっかりと地域福祉や経済循環や、さらには教育、そうしたものを担保していくという取組が当たり前の話であって、そういったスピード感や施策の事業の展開に取り組む姿勢そのものが問われているのではないかと、このように考えるところなんです。

ある意味では、物事の決断がされない、さらには先送りの要素が非常に強くなっている、何のための第6次総合計画、まち・ひと・しごと創生計画であるか、そこをですね、強く問いたい、このように思います。

時間がまいりましたので、残念ながら地域経済・産業振興と雇用の関係、触れることができませんでしたが、別途、違う場面で触れさせていただいて、私の一般質問を終えたいと思います。

#### ○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただいま、古谷議員から個別課題についても、るる御質問を頂いたところであります。現在、

町事務当局においても、それぞれの個別課題についても事務的に整理をしながら、前向きに取り組んでいるところであります。

確かに準備の段階で若干遅れを生じている部分、そういうものもありますけれども、そうしたものについてもやはり内容をしっかりと精査をしながら、今後においてスピード感を持って進めていきたい。当然、総合計画、そして総合戦略に基づく事業の展開、できればそれを前倒ししてでも進めていけるような、やっぱりタイミングを見た中でスピード感を持って進めていく。これが必要になってくるというふうに考えておりますので、今後とも御指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（田中誠君）

これで、古谷一夫君の一般質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、村島健二君。

○7番（村島健二君）

それでは、事前に通告しております2項目について質問いたします。

まず、1点目は新型コロナウイルス感染予防対策について、2点目、墓地の環境整備について伺います。

新型コロナウイルスが流行してから3年が過ぎ、いまだに曙光が見えない状況であります。先日、9月9日付の読売新聞朝刊で、国内感染者数も2,000万人超えであります。

新型コロナも2年2か月で倍増しております。2020年1月の初確認から1,000万人に達するまでは2年半かかったわけですが、第7波の感染急拡大に伴い、2か月足らずで1,000万人増えた形であります。国内の累計感染者数は、7月14日に1,000万人突破、その後も感染力が強いオミクロン株の新系統BA.5が猛威を振るい、8月19日には、1日で新規感染者が過去最多の26万1,251人に上りました。

道内では、9月10日新型コロナウイルスの新規感染者が新たに3,751人が確認をされ、死亡者数は7名でありました。主な地域別では、一番多いのは札幌で1,413人、旭川が312人、函館が108人、小樽で60人です。

各市町村振興局も同様に、感染者が出ております。特に、オホーツク地方は179名であり、現在も本町の感染者は把握されているか伺いたいと思います。

また、9月12日、北海道の感染者数2,147名で、オホーツク管内は81名、多少減少傾向にあります。この点についても伺っていきます。

清里町ではコロナウイルス予防のために、アルコール消毒液を500ミリリットル2本を全世帯に、さらに3回目のワクチン接種後1本の、計3本を無償配布済であります。再度還元配布する考えはないのか、伺いたいと思います。

焼酎工場の所長さんのお話だと、消毒液の在庫が現在ないとの話も聞いておりますので、この

点も伺いたいと思います。

以上、1点目、質問いたします。

**○議長（田中誠君）**

村島議員、まとめてお願いします。

**○7番（村島健二君）**

全部、2点目も、そうですか。はい、分かりました。

続いて、墓地の環境整備についてであります。

神威墓地園の地内の道路整備について伺います。

清里町内には緑町の青葉墓地、札弦の丸山霊園、江南の向陽墓地、神威墓地、上斜里墓地、5か所の墓地がありますが、特に、神威墓地の中央通りの総延長164.5メートルがあり、また、横通りが53メートルが現在砂利道であります。早急にこの道路を簡易舗装する考えはないか、この点について伺います。

また、墓地利用についてであります。近年、清里町を他町へ離れる町民が増えております。中には墓石を持って行く方もおりますし、その後、空き地になっているところが多く見られますが、この点の今後の利用をどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

3点について伺います。

**○議長（田中誠君）**

町長 櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

それでは、ただいま村島議員より頂きました一般質問、新型コロナウイルス感染症の予防対策についてと墓地の環境整備についてお答えを申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の関係であります。議員御案内のように、この7波の到来によって、全国、そして北海道、この管内、そして清里町においても急激な新規感染者が発生をいたしました。一時は少し落ち着いた状況になりましたが、またここにきて発生者の数が増えてきているということで、先ほども教育長からの行政報告にもありましたように、子供さんを中心に多くの方々が発生をしております。

正確に保健所のほうから総務課のほうに通知がある昨日までの方については、10名ということで報告を頂いておりますが、教育委員会のほうの学校での調べによりますと、今日の部分を含めて16名になる予定ということだそうであります。そのほかに、確認がされていませんけれど、発熱をしている子供さんがまだまだいるというようなことでありますので、そういうものを鑑みていきますと、やはり10人、20人単位になるのかなということで、少し懸念をしているところでもございます。

また、こうした状況を受けながらも、国のほうにおいても、実は消毒用アルコールの関係であります。一時は需要が逼迫したということもあって、特に飲料、要は飲むほうのアルコール、お酒類、これを高濃度の手指消毒用のアルコールとして製造することの許可制限が解除されました。当然、勝手に作るわけにはいきませんから、税務署を通じて、その許可を頂いて製造することです。

清里町においても、焼酎醸造事業というのは、全国でうちしか、行政として焼酎の免状を持っているところはないわけですが、たまたまそういう規制緩和が行われるということでもありますし、我が町においても、やはり手指消毒用のアルコールが必要とされていると、よそから購入をしていたというようなこともありまして、早急にその申請を行い、その製造を、そして、それぞれの町の施設や町民の皆さんに配布をさせていただき、感染防止対策に努めてきたところであります。

先ほど、議員さんからもありましたように、消毒液の町民への配布につきましては、500ミリリットルの、スプレー容器を含めて2本を配布をさせていただいておりますし、そのほかに、第3回目のワクチンのときにも、これは希望者の方だけですけれども、希望者に接種を終わった後にお帰りをいただいたと、そんなことも含めまして活用をさせていただいたということでもあります。

全体の配布量は1,756世帯に対して2本ずつ配布をいたしておりますから、3,512本の配布が終わりました。それ以外、先ほど言いましたように、3回目のワクチン、これも500ミリリットル1本での無料配布でしたので、これは1,667本を町民還元用として配布をさせていただいたところであります。今現在の在庫については、限られた在庫しか残っておりません。ただし、今後において、そういう状況が必要だとなれば、製造の免許許可は頂いておりますので、それに向けた対応に進めていきたいというふうに考えているところであります。ここにきて第7波もなかなか収束をしない、逆に高いところの水準で増えたり減ったりしているということを鑑みていけば、第2弾の措置も考えていかざるを得ない、そんな状況下にあるのではないかというふうに理解をする次第であります。

次に、2点目の墓地の環境整備についての、神威墓地霊園の道路整備についての御質問であります。

御質問の神威墓地の中通り、これについては、今現在、砂利道での管理となっております。神威墓地の全体の道路については、葬斎場へのメインの通りについては舗装道路として管理をされております。ただ、墓地の中の区画内の道路については、全て砂利道路としての管理を行っているところでございます。

御案内のように、神威の墓地は清里町唯一の葬斎場が設置をされている墓地でありまして、また、管理区画も900区画を超える大きな霊園でもあります。今までも外部におきまして、外構のフェンス、それからオイルタンクや葬斎場の補修工事等を中心に実施をしてきたところでありますし、そういう中ではありますが、今後においては、今の時代にマッチしたような、安心して使えるそういう環境を整えていく必要があるというふうに理解をしておりますし、特に、御高齢な方々、そして歩行が難しいような方々においても、やっとの思いで御先祖の御供養に向かわれている光景等が見られますので、足元の環境整備、本当に必要になってきたなというふうにも実感をしているところでありますので、そうした環境づくりに努めていきたいというふうに考える次第であります。

それと、墓地の利用の状況であります。

御案内のように、清里町内には5つの墓地の場所がございます。5つの墓地の場所どれもそれぞれの地域の方々を中心に使われているところでございます。

ただ、全ての区画が使われているかとなりますと、そうではありませんし、特に近年においては墓地を整理される方もかなり増えてきているということでもあります。参考までに、納骨塚を使ってそちらのほうに移してきたという方々が、令和元年度で16柱ありました。また、令和2年度には4柱、令和3年度には27柱ということで、かなりの方々が墓地じまいといえますが、そう

このような経過が生じてきているというようなことでありまして、これらが増えてくると、空きの区画がどんどん増えてくるかなというふうに思っている次第であります。これは、そうした中で空き区画が出てきたとなれば、やはりしっかりとしたより以上の管理をしていかなければならないというふうに思っている次第であります。

いずれにしても、お参りをされる方も安心して訪れていただける、そんな環境を維持していかなければならないというふうに考えておりますので、今、御指摘をいただきました道路等の環境についても計画的に整備に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

**○議長（田中誠君）**

村島健二君。

**○7番（村島健二君）**

1回目の答弁を受けまして再質問をさせていただきますが、町内感染者数も毎日のように出ているようであります。したがって、この予防対策として何が大事なのかということは、やはり言うまでもなく、うがい、消毒、マスク、そういったものが必要であると思っております。

一般的には、ツルハドラッグとか札幌ドラッグなんかでは、非売されて消毒液もございます。しかし、今、町長の話ですと、在庫があまりないということでもありますから、これについては、やはり全世帯ということになりますと、かなりの個数になると思っておりますし、この製造、アルコール消毒液を作るにいたしましても、やはり3か月か何か月かかるという所長さんのお話でもありますし、これをぜひ、早急に進めていっていただきたいと、このように要望しておきます。

また、消毒液については、500を3本頂いている方も数多くおられると思っておりますけれども、所長さんの話ですと、喜んでいる人もいるけれども、またその反面、苦情が出ているというような話も伺っておりますけれども、これはやっぱり要望に対しては必要なものであると私は認識しておりますので、この点よろしくお願いをしたいと思います。

**○議長（田中誠君）**

町長 櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

清里焼酎を活用した高濃度の手指消毒用のアルコールの関係であります。今、御指摘のように、やはり感染防止対策、マスクの着用、併せて手洗い・手指の励行、そしてソーシャルディスタンスと、この3つを相まって進めていかなければ、やはり感染拡大はなかなか防ぐことができないというふうな実情にあるのではないかとこのように思います。

そうした中で、この焼酎を活用した高濃度アルコール製造、そして町民の皆さんに配布をさせていただいておりますし、各町の町民の皆さんの利用いただいている施設にも備付けで置いてるところであります。

それらこれらで、今、在庫が200本を切るような——500ミリリットルですが——状況にあります。ただ、製造するとなれば、製造元に使えるアルコールがまだかなりございますので、それらを高濃度アルコールのほうに振り向けをしながら、製造に入っていければなというふうに思っているところであります。

いずれにしても、今、第7波、さらに次がどうなるか、大変厳しい状況にもありますので、やはりこれ以上の感染拡大を防ぐための最善の方法を尽くしていかなければならないというふうに考えておりますので、これらの部分との加味した中で、今後も高濃度アルコールの醸造についても十分に検討させていただきたいし、また、町民配布等、それから施設利用についても検討を加えていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

コロナについては、町長の考えどおりにやって、進めていっていただきたいと考えます。

次に、墓地の道路の整備についてでありますけど、このメーター数も申し上げましたけれども、これをどうなさるのか、ちょっと何か、今、御返答がなかったような気がいたします。メーター数も申し上げたはずですけども、ちょうど抜けたんでしょうか。その回答が、答弁がちょっと私聞き取れなかったのか、やるのか、やらないのかということで私お尋ねしているわけですけども、それはどうなっていますでしょうか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

失礼をいたしました。

墓地も中通りを含めた砂利道での管理している道路の関係であります。神威墓地については、中央の南北で通じている、縦貫しているのが一番の中通りのメイン道路になって、御案内のように約165メートルぐらい、その距離がございます。そのほかに、区画ごとに細かく分かれておりますから、その区画ごとの砂利道もありますが、現状の対応としては、そういうところについてはそのままの形で管理をしていくのがいいかなと思っていますけれども、先ほど御指摘をいただきました中通りメイン通りの、それに抜ける道路については、やはり、今現在も車両が通行できるだけの幅もありますし、現実問題として車両が入ってきております。ですから、逆に言えば、しっかりとそここのところを確保して、車両があっち行ったり、こっち行ったりしないようなことも含めて霊園管理をしていく必要があるなというふうに思っております。

今の段階で、まだまだ調整する部分、特に、墓地の維持管理組合がそれぞれありますから、そうしたところもしっかりと連携、協議を図りながら、環境整備に向けた取組を併せて進めていきたいというふうに考えているところでありますし、神威墓地ならず、ほかの墓地においても必要な部分で、しっかりと環境整備が必要なところについては、その辺についても年次計画の中で進めていかなければならないものというふうに感じているところでもありますので、そういった意味に、来年から云々だとかという即答はちょっとできませんけれども、全体予算配置の中で計画的にもっていきける、そういう整備をしていきたいなというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

#### ○7番（村島健二君）

今すぐは無理なような話ではありますけれども、やはり距離的に160ぐらいですから、そんな長い距離でもありませんし、5か所の墓地があるわけですけども、ほとんど太い道路については舗装をされているようであります。ですから、やっぱりメインとなる、この神威墓地、これを中通り見てもらっても分かるように、砂利道ですから、早急に、予算の関係もあるでしょうけれども、町単独の行為としてやっても、それほど金額は張らないと私は思いますので、計画を早急にさせていただきたいと、このようにお願いしておきます。

次に、墓地の利用についてでありますけれども、先ほど町長から、合同塚もできてかなり利用されている、課長さんの話にしても去年は27名ほどという話も聞いておりますけれども、これからもやっぱり増えてくると私も思います。ですが、今まで使っていた墓石を結局取り壊して、その行かれた町にまた作っておられるかどうか、その辺は確認できませんけども、空き地がやっぱりかなり見受けられます。この墓地全体を見ましても。ですから、これをやっぱり空き地にして更地しておくことなく、町として転売するとか、売りに出すとか、そのような考えはどうでしょうかね。

#### ○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問、その中でも道路の中央メイン通りの関係であります、今までもお話をさせていただいていますように、中央メイン通りについては、今も車両が通っている道路でありますから、一定のきちっとした管理をしながら今後も進めていかなければならないというふうに思っております。そんな中で年次の計画をもって進めさせていただければというふうに思う次第であります。

距離的には165メートル程度ですので、それこそ事業費でそんなに大幅な事業費がかかるというふうには思っていないし、また、通常の車道を造るような路盤改良が必要とも考えられませんが、やり方によっては軽易なやり方で環境が整備できる、そういう手法等もありますので、それらを含めながらなるべく早い段階で実施ができるように進めさせていただければというふうに思うところであります。

それから、また空き地状況の関係です。先ほども少しお話をさせていただきましたが、合同納骨塚、今現在で50柱収納されました。全部が全部、神威の墓地のところの墓じまいをして、そこに収納したということではありませんけれども、やはり多くの方々が利用をされているということで、空き区画が少し、以前よりは増えてきたということもあります。

墓地管理組合のほうがそこを含めて、全体の墓地の中の管理をいただいている、それから、それぞれの墓地をお持ちになられている方は年に何回か出て管理をされておりますが、どうしても空き地になったところについては、管理が行き届きになる部分も出てくるかなというふうに思っておりますので、これについては墓地管理組合ともしっかりと連携を取りながら、町としての対応の中でどういうふうに進めるのか、緑地管理をどういうふうに進めていったらいいのか、これらについても検討を加えながら、また、墓地管理組合ともしっかりと連携を図っていきたいと

考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。  
以上です。

○議長（田中誠君）

村島健二君。

○7番（村島健二君）

まだ時間は若干ありますけれども、今3点ほど私質問をさせていただきましたが、この3件について、町長、今後一層やる方向に向けて進めていっていただきたいと、このように思います。  
以上で終わります。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

質問2点を頂きました。1点目の新型コロナウイルスの感染症対策としての高濃度アルコールの関係、それから墓地の環境の関係、これらについてもしっかりと内容を確認をさせていただきながら、よりよい方向に向けて、そして町民の皆さんに喜ばれるような手法を考えながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。  
以上です。

○議長（田中誠君）

これで、村島健二君の一般質問を終わります。  
ここで、1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時44分  
再開 午後 1時00分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。  
堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

大変気温が上がってきたので、大変失礼ですが上着を脱いで質問させていただきます。  
今回、私は、町内における事業承継、そして雇用の受皿について町の考え方を質問したいと思います。  
新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による混乱から間もなく3年がたとうとしています。この間、様々な活動が制限され、不自由な生活を強いられ、社会経済は停滞、縮小しているように思われます。町内においても、飲食、宿泊業を中心に、小売業その他大きな影響を受けています。

自粛生活を強いられているこの間にも、高齢化は着々と進んでいきますし、今後、各事業者の



高齢化の問題はますます深刻さを増していきます。このような環境の中で事業承継、事業の引継ぎをいかにスムーズに行っていくかが課題となってきます。

特に、今年においては広川歯科医院の閉院、ENEOSスタンドの事業中止と、残念なことが続いています。

様々な努力がされたとは思いますが、町民の健康、そして生活を考える上で大変重要な事業者であり、町としても何らかの手だてが必要と考えます。

押し寄せる人口減少と事業者の高齢化の中で、町は事業承継にどう関わっていくか、町としての考え方を伺いたいと思います。

続いて2点目、雇用の受皿について伺います。

長引くコロナ禍にあって、町内の雇用環境は決してよいとは言いません。しかし、国内全体で考えると、テレワークの推進によって都会に住んで仕事をする必要がなくなり、と同時に働き方を変えたい、暮らし方を変えたいと思う若い世代も増えてきています。

清里町出身の子供たちの中にも、Uターンを希望する子もたくさんいます。

町内での雇用情報を整備して受皿として整えること、いわば、きよさと人材バンク、あるいは清里版ハローワークが必要だと考えます。

町内における雇用の受皿について考え方を伺います。

以上2点、事業承継、そして雇用の受皿についてお聞きしたいと思います。

#### ○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただいま、堀川議員より頂きました一般質問、事業継承と雇用の受皿について、1点目の事業継承への町の関わり方についてお答えを申し上げたいと思います。

今、御指摘を頂きましたように、今年に入りまして歯科医院とガソリンスタンドが相次いで閉院、また、閉店となりました。長年にわたり地域住民の生活を支えていただきましただけに、大変残念な出来事でもあり、これまでの御尽力に対し感謝を申し上げる次第でございます。

このように、廃業や閉店の状況ばかりが目につく昨今ではありますが、関係機関による持続的な相談や働きかけなどが功を奏して、ここ数年では10件程度が事業継承を行ってきております。

町の新規事業創出事業の活用などにより、高齢化が進んでいる業界への創業や、これまでにない新分野への創業も多数出てきておりまして、これまでとは違った形態での住民生活を支えていただいているところでもございます。

私が町政を担わせていただいてから今日まで、1業種1店舗という基本方針のもとに、事業所の支援施策を続けてまいりましたし、その姿勢はこれからも何ら変わるものはないと確信をしている次第であります。

住民の皆さんの安全安心と快適な生活を担保する上で、必要な社会基盤につきましては状況に応じ、維持存続に向けて町が直接的に関与していかなければならないものと考えておりまして、御案内を頂いております事業継承の課題につきましても、同様の認識を持って考えている次第でございます。

次に、雇用の受皿についてお答えを申し上げます。

本件につきましては、4年前にも人材バンク、また、清里版ハローワークの取組を通じた雇用

の受皿づくりについての御質問を頂いておりまして、大きな地域課題の一つとして認識をしているところであります。

つきましては、これら課題の実情を把握するために、平成30年度に農業をはじめ商工事業者を対象とした、就労実態ニーズ意向調査を実施しております。その結果におきましては、人がいない、仕事がある時期に限られる、繁忙期の人材確保に苦勞している、宿泊施設や住居がないなどが掲げられ、特に、農業事業者におきましては、農作業のパート人材を求める声が数多く寄せられていたところであります。また、毎年度実施しております関係機関の代表者会議におきましても、同様の意見を各団体からも頂いているところでありますし、雇用の確保の難しさ、厳しさを痛感している次第でもあります。

町としても、このような声にどのような形で寄与していけるのか、その方法論について議論を重ねてきているところでありまして、具体的には人口減少対策を前提として、清里町にない仕事を創設する、廃業などにより空洞化に備えた人材を育成する、高齢者などが就業できる環境を整備する、また、人口減少社会に対応したAIの活用やスマート農業の推進について支援をするなど、事あるごとに様々な方向性について議論をしているところでありますが、これらについての組織立った取組については、施策として実施するに至っていないのが現状であります。

つきましては、まずは商工会やJA、清里町農協などの関係機関による連携を強化する中、情報の一元化・共有化に向けて取組を進めてまいりますが、雇用の確保に向けた体制の構築、これを行うとなれば行政内部の組織体制、人員の配置とともに、専門職などの確保も必要となってまいりますので、これらについては慎重に連携を図りながら取り組むべき大きな課題として捉えているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上、申し上げます1回目の答弁とさせていただきます。

#### ○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

#### ○4番（堀川哲男君）

それでは、個別の案件について再質問させていただきます。

まず、事業承継についての考え方ですけれども、町内での事業者の高齢化は今後深刻です。この先、5年後、10年後を考えると、結構な数の商店そして飲食店、その他事業者が引退される年齢となって事業を継続できないことが想像できます。この中には、緑でただ1件のお店「みどりマーケット」や、春にもお話しさせていただきました、清里の子供たちの学力を下支えしているそろばん教室、これらも含まれます。

どの事業所も、長い歴史の中で町民の生活を支えてきた事業所です。

清里町商工振興計画の資料によりますと、商工業者の後継者問題は、自分の代で終わる予定の事業者が半数を占めるというアンケート結果が出ております。

しかし、その中で、条件が合えばすけれども、第三者承継について考えてもよいという人も多く、第三者承継を希望する人や、町内で働きたい人が、それらを求めている事業者と結びついていくことが、この先の商工振興のためには必要なことと考えます。

現在のところは、商工会が窓口となって相談等を行っています。事業承継・経営引継ぎ補助金、これらのメニューなんかも用意されていますし、しかしながら、町としても支援が必要ではないか、このように思います。

町、商工会、銀行など関係団体と連携し、第三者承継を希望する事業者さんを登録して、広く引継ぎ手を募集しマッチングを行い支援する、いわば事業承継バンクといったシステムが必要ではないかと考えるところです。

この点についてはいかがでしょうか、考え方をお聞きしたいと思います。

#### ○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただいまの、第三者に係る事業承継ということでございます。

まず、その前に、清里町の商工会の会員数の実態と、継承者がいる事業所等についてまず御報告を申し上げたいと思いますが、本町の商工会の会員数は、今現在で107件という事業体がございます。これは、3年前が109件でしたので、2件ほど減ってしまったかなというふうには思っておりますが、大きな変動はないものというふうに見ております。また、そのうち107件のうち65歳以上の事業主体の方は、44件というふうに登録をされております。そして、さらにはこのうちで後継者がいる事業所、これは18件というふうになっておりまして、将来的に後継者がいない、廃業、またはどうするかなと言われている方々が事業体としては107件のうち23件というふうにお聞きいたしております。

ただ、この23件の中でも、第三者への事業承継を含めて、形態を移行させていきたいという考えの方が数名いらっしゃるというふうにお聞きをいたしている次第であります。

本題に戻りますが、第三者への事業承継につきましては、様々な課題と、その事業体、事業体で複雑な感情を含めて内包されているものというふうにご考えております。

個人資産で当然ありますし、住宅と店舗も一緒にくっついているところ、くっついていないところ、また、先ほどもちょっと触れました心情的な、やはり今までの取引だとか、いろんな面での課題、それと何といてもやはり全体の人口が減少して、マーケットが縮小しているという中での、そういう環境を含めて従来の形そのものでの事業継承が果たしてこれから継続できていくのかというような問題を含め、多くの課題が山積をしているというふうにご理解をする次第でございます。

そうしたことから、現在は、それら課題一つ一つというのは、やっぱり専門的な知識がなければなかなか回答・相談に乗っていかれないというようなことで、商工会が、経営相談を含めて商工会の事務局にはおりますので、そうした方を中心となって、相談窓口を開いて、それぞれに今、事業継承を含めた全体的な経営についての相談をされているというふうにお聞きをいたしております。

そういう状況の中ではありますけれども、町としてもそれらの状況を踏まえながら、一昨年度に事業継承に係る道内の支援策の現状について、いろいろと調査をしてみました。施策を検討していきたいというようなことでありますが、その中に、やはり特異的な手法を取られているところもありますけれども、なかなか現状としての対応を見つけることは難しいというのが実態ではあります。

ただ、清里の場合は、今年度から改めてスタートビジネスの支援事業を展開を始めましたので、こういう部分においても第三者継承にもうまくその制度を使っていくことができるのではないかなというふうにご考えているところであります。

ただ、事業継承そこまで話が行くと、先に結構進めやすいわけですがけれども、まずこの地域で起業をしてみたい、仕事を起こしてみたい、そういうような関心を、そしてまた興味を持っていただけるような情報をどう発信をしていくかというのが一番大切かなと思いますし、また、将来にわたっても一回始めた事業がきちっと継続していけるように、行政としてのサポートをどうそこに含めていくかという課題が大きくなってくのではないかなというふうに思っております。

そういう意味において、事業継承バンクの必要性について十分に理解ができるところでありますが、先ほど申し上げましたように、専門人材をどうそこに確保するかと、ただ人が集まってうおうおとやっても前に進まないわけですので、専門的なそういう方々をどうそこに集約をし、また、それらの知見を持っている、例えば銀行の方々をどう、そこに、経営部門として加わっていただけるかというようなこと。それから、民間の様々な企業の皆さんとのそういう知識、ノウハウを頂かなければそう簡単な形にはなっていないのではないかなというふうに思っておりますので、こうした、大きな課題がまだまだたくさんあるという形の中で引き続き調査、検証を行っていきたい。その中でこれはというような方策が見いだせた段階におきましては、議会とも十分相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

本当に、それぞれの事業体の皆様にはこの地域で長年にわたって生活を支え、経済を支えていただいております。

このままの形は決して順調な対応ができないというふうには理解しているところでありますが、また、いざ取り組むとなれば、かなりいろんな部分での課題・問題も控えているということでありまして、今の中においては、商工会または関係機関を中心としながら情報を密に取り交わしながら少しでも前向きな形に持ち込めるように、鋭意努力を加えていきたいというふうに考えるところであります。御理解を賜りたいと思います。

以上です。

#### ○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

#### ○4番（堀川哲男君）

今、町長言われたように大変難しい問題、多くのハードルがあると思います。

まずは、個人の財産というお話もされましたけれども、個人の財産だからこそ、中立の第三者が入って間を取り持つ、そういう意味合いが大きくなるのかな、そのように思いますし、第三者が入る、中立なものが入ることによって金銭的な問題ですとか感情的な問題とか、そういうものを排除しながら相談に乗ってあげる、そのような関係でもやはり中立的なものが間に入って間を取り持つ、このようなシステムが大事ではないかというふうに思います。

加えて、住宅が一緒という問題も指摘されましたけども、やはり清里町の店舗を考えますと住宅が一緒になっているというその関係がありまして、なかなかその分もハードルとなって重くのしかかっているのかなというふうに思いますけども。事業承継を考える上ではやはり、住宅ごとお店を譲っていただくというのがやはり基本だと思いますので、すぐにはなくても、住宅ごと引き継いでもらえるような、理解を頂けるような相談ののり方、あるいは公住ですとか特公債の優先的なあっせんを考えるですとか、あるいは税的な控除の優遇措置、これは引継ぎ手のほうにも係ってくると思いますけども、そのような税の優遇措置ですとか、そういうような支援策をや

はり準備して、温かい相談に乗ってあげるようなシステム、そのようなものが必要なのだろうなと思います。

情報発信の重要性ということで町長もおっしゃられましたけども、やはり情報発信の重要性をクリアするには、やはりきちっとした物件の掘り起こし、譲ってもいいという事業者の掘り起こしというのが大事になってくると思います。

条件が合えば第三者に引き渡してもいいという事業者が町内にも数件います。その条件を整理して、登録という形まで持っていけるように相談に乗ってあげる、その後は広く募集をかける、これが情報発信ということですか。

それからのマッチング作業、いろいろな相談に乗りながらマッチングを行っていく、やはり、このような仕組みが大切になってくるだろうと思います。

専門的なものが必要だというお話もありましたけども、今、現在で商工会もそのような事業の相談に乗っていますし、商工会の経営相談員、あるいは銀行もそのような相談に乗ってくる立場の組織でもあります。または道のほうでもそのような窓口を開いているということでもありますので、その辺、専門的な部分に関しては各関係団体と連携を取りながら相談に乗っていくということで進めていっていただきたい、そのように思います。

町長が以前からおっしゃっているように、1業種1事業所は守る。しかし、迫りくる5年後、10年後を考えると、状況は待たないと思います。早めの対策が今から必要だと考えますので、再度、考えがあればお伺いしたいと思います。

#### ○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただいまの第三者への事業継承、第三者に限らずやはり事業継承をいかに進めていくかということでないかというふうに思います。

先ほど来申し上げておりますように、その物件その物件で、みんな内容が違ってきます。ですから、その内容ごとに全て整理をしていかなければならないという、膨大な作業になってくようかと思えますし、また、個人資産というのが大きな壁にもなってくるというふうに思います。

それと併せて住宅との問題ですね、店舗と一緒にしている場合に店舗手放して、住宅の離れた設計になっていけば比較的、割に話をしやすいわけですけど、どうしてもやはり住宅セットになっているということになれば、その前段のさばきからやっていかなければならないというようなこともあります。

いずれにしろ、この現状の中での取組ではなかなか前に進まないのかなというふうには思っているところであります。極めて重要な課題だなというふうに思うところでありますけれども、やはり、商工会などの経営相談員がおりますから、そこら辺が、常日頃からの付き合いの中でそこをしっかりと連携を取りながら内容を把握をしていくというのが必要になってくるんだろうというふうに思っている次第でもあります。

大変な時代が来てますから、単純に今の業態だけ、先ほども言いました、今の業態そのものを継承するというのが果たして今の時代に合ってくるかどうかという部分含めて整理をしなければなりませんし、非常に難しいというのは、市街地の空洞化がかなり進んでいますから、本来そのところを埋めていければいいんですが、今のそうした段階で本当にそれが清里町に集約できる

条件になってくるのかどうかという部分も考えていかなければなりません。

結構、今の時代ですので、車社会で駐車場を広く取りながら、そこに改めた今風の店舗の必要性というものもあるのかなと、新しい形態の商業の在り方という部分も含めて検討しなければならん、そういう時期にもうそろそろ差しかかっているのかなと、そんなことも踏まえながら進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

ただ、今の状況の中でこれ以上、廃業・閉店が続くと、本当に町の中で生活を支えていくことができなくなるというような危機感もあるわけでありまして、そうしたことにならないように、先ほどからも申し上げましたように1事業所1店舗、これを中心としながら、最低でもここを守っていくような手法を考えていかなければならないというふうに思っている次第でもあります。

今後ともこの課題は未来永劫に続く課題だというふうに私は思っておりますので、引き続き、関係機関との連携を図りながら、よりよい方向性を目指しながら検討を加えていきたい。

ただ、先ほど申し上げましたし、今の再質問の中でもやはり事業継承の必要性、これについては本当に十分理解をしております。ただ、どういう仕組みでやっていったらいいのかというのをもう少し勉強させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

#### ○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

#### ○4番（堀川哲男君）

ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、事業継承の中でも重要と思われる歯科医院についてお聞きしたいと思います。

この春に閉院した広川歯科医院には、30年以上にわたり町民の歯に関する健康を守っていただきました。それゆえに、なくなってしまった影響は大きく、途方に暮れる町民も数多くいます。また、学校医として子供たちの歯科健診なども担っていただけていました。

今、歯の健康は全身の健康に影響を与える非常に重要なものとして位置づけられており、食事を楽しみ、会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎とも言われています。生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことにより、健やかで楽しい生活を過ごそうという「8020運動」も推奨されています。

定期的な歯科健診と早期治療は大切で、幼児期、学齢期における学校での歯科健診も重要です。

町内にはもう1軒、まるぜん総合歯科がありますが、先生の年齢や健康上の理由から今後もあまり無理をしない診療を行っていきたくて伺っています。

やはり、清里町にはもう1軒の歯科医院が必要だと考えます。様々な方面から努力をされているとは思いますが、基本的には後継者探しは広川先生に頼っているのが現状だと今は思います。

なかなか、田舎の小さな町に誘致は大変だと思いますが、今考えられるところでいきますと、今年度から改正された「清里町地域貢献型スタートビジネス支援事業」これがあります。条件がクリアされれば最大2,000万円の支援が受けられるということですが、この事業は歯医者 の事業承継、歯医者の後継探しに受皿となり得るのかどうか、その点をまず伺いたいと思います。

#### ○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

事業継承の特に重要な課題となっております、旧広川歯科医院の関係であります。

御質問のように旧広川歯科医院さんについては、清里町には平成2年においでになって、それから開院をいたしております。

町内の小学校、中学校そして高校の学校歯科医、さらには介護保険施設、町のですね、それら協力歯科医を担っていただいているところであります。町の歯科医療、さらには介護福祉に多大なる御貢献を頂いております。

3月8日をもって閉院をした次第であります。もう早くも半年が過ぎ去ろうとしているところであります。

この間、広川歯科医師さんとは適時、情報交換、連絡を取っております、事業継承につきましても、これまでに数軒の引き合いがあったということは聞き及んでいるところでありますが、結果として、現在にまでまだ結びついていないという実情にあります。

これまで町としては、歯科医院さんの施設そのもの、住宅を含めて歯科医院、これが広川先生個人のものであります。それとまた、歯科医という特殊な職務で、専門的な職務でありますので、やはりそういう人脈といいますか、つながりというのは専門の先生が一番内容を熟知されております。そうしたことから、先生のお力の中で、事業継承をされる方を早期に見つかるかなというふうに期待を実はしていたところでありますが、こうしたコロナの状況などもあって現状はなかなか難しい、思った以上に大変な作業をされているということでございます。

そうした現状、それから今、御質問にありました清里町にもう1軒ある歯科医師さんの状況等を鑑みたときに、やはり長期に安定的にこの地域の歯科医療を支えてくれるということになれば、もう1人という気持ちを抱いているわけであります。

そういう中で、ただ、町が単独で動くわけにはいかないものですから、実はせんだってでも広川歯科医師さんのほうに、町の考え方を申し上げて、共に二人三脚で何とか事業継承者を確保する努力をしましょうということでお話をさせていただいたところでありまして、広川先生も内容を重々御承知のところでありまして、快く快諾を頂きました。

そんなことから、実はせんだってでも、北海道の地域保健課に寄ってきております。

というのは、新しい歯科医院さんの、まあ、求人募集というんですか、その手法をどういうふうに進めるのがベターかどうかを、今までの経験の中から北海道の保健課のほうに照会をさせていただいておりますし、また、北見医師会の会長さんにもせんだってお会いをさせていただきました。

それで清里町の事情、当然広川先生のほうからもう既に情報は発信されているわけですが、町としても、こういう状態の中での対応だということで御理解を頂くために、直接会長さんともお会いをさせていただき、清里の実情と、そして事業承継につながる先生の見通し等についても意見交換をさせていただいたところでございます。

その中でも、実はいろいろお話を頂きました。先ほどありました、しからば町がそういう対応の中に入っていくということになれば、町としての条件をどう考えていくのか、これを明確にしていかなければ、ただ「来てください。来てください」では、前に何事も進みませんよということ、まさにそのとおりかなというふうに思っているところでありまして、これらの内容についてしっかりと進めていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

そんなことも含めて、今、先生と新しい事業承継を頂ける方を求人募集中であるというような形でありまして、こちら辺については御理解を賜りたいというふうに思っておりますし、また、その募集、求人を出すに当たっても、町としての考え方や条件、そういうものも整理をしていかなければなりません。

先ほど話ありました、先ほどのスタートアップ事業の関係、これも使う気になれば使えるかなと思いますが、私は、これは違うと、やはり地域の歯科医療を地域としてどう守っていくかという、また別次元の対応を町としてはしていかなきゃならんだろうと。

ですから、物件のそういう取得や、また貸借に対する支援もそうですが、改めて、診療器具とか、そういう部分での更新や改修、そういうものも出てくるかなと思っております。それはそれでまた支援が必要となってくるというふうに思いますし、誰も赤字になることを想定して来るわけではありませんから、やはり事業を継続していけるようなスタイルにならなければ、こういう人口の少ないところに果たして来てくれるかどうか、そこら辺も踏まえながら、また、具体的な対策としては議会とも十分相談をさせていただき、進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を頂きたいというふうに思います。

以上です。

#### ○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

#### ○4番（堀川哲男君）

これまでは、歯科医院が個人の財産であるということから、広川先生を優先的に前に立ててお願いせざるを得ないということでしたけども、今の話でいきますと、先生の了承を得て町も積極的に今後は引継ぎ手を探すことに関与していこうということでもありますので、ようやく一歩前進したのかなというふうに思うところであります。

今後は、言われたように北見医師会ですとか、北海道歯科医師会、あるいは北海道の相談窓口、あるいは器具を扱う業者さんですとか、幅広くチャンネル、アンテナを広げて、まずは引継ぎ手を探すこと、それを早急に探すことから手をつけてしっかり頑張りたいというふうに思います。

その際には、町としての条件をしっかり出していかなければならないというお話でした。

清里町地域貢献型スタートビジネス支援事業、先ほど言いましたけども、これが上限2,000万円で、場合によっては、自分では、新築要件でないので1,900万円が上限なのかなというふうに思っていたんですけども、町長言われるように非常に大事な業種ですので、これとは別途に考えていきたいということ、非常に大切なことだと思って、ぜひ前にしっかり進めていっていただきたいと思います。

歯科医院の取得に関する資金も莫大な金額になりますし、設備の改修資金もこれも想定されます。開業してからすぐの運転資金、国保のほうから2か月間は診療報酬とか入ってこないということも同っておりますし、スタートに当たっての運転資金というのにも必要になってくる、そのように想定されます。

やはり、開業スタート時に大きな借金を背負ってまで、なかなか田舎の小さな町で開業していくというのはやはり大きな決断が要りますし、大きなそのハードルになるんだらうと思いますので、今後、将来にわたって町民の口腔ケアを担ってくれるのであれば、町長言われたような思い



切った支援も必要なのではないか、このように考えます。

口腔ケアは、健康で過ごすために非常に重要です。

歯と口が健康な人ほど認知症になりにくいというふうに言われてもおりますし、かかりつけ歯医者さんのない人は認知症のリスクが高い、このようにも言われています。

日頃から口腔ケアをきちんと行い、歯を健康に保つことは、認知症の予防や進行を遅らせることにもつながります。

また、歯周病も最近では注目されておりまして、様々な全身疾患と関連していると言われております。研究によりますと、歯周病と糖尿病は関連が高い、このような研究もあるそうです。このまま放っておいて清里町に認知症と糖尿病が増えないように、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

また、広川先生のように学校歯科医として、または介護保険施設の協力医、このように地域の医療に貢献していただけるような新しい歯科医にぜひ来ていただきたい。そのような面も含めまして、今後とも努力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

今後のスケジュール等の考えがあれば、再度お伺ひしたいと思っております。

#### ○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

歯科医院の事業の継承の関係であります。

今、議員のほうから様々な支援の内容や、または人材の確保に向けたお話を頂いたところでありまして、我々としても気持ちは同じであります。しっかりと対応できるように努力をしていきたいというふうに考えている次第であります。

また、これらのこと、今後のスケジュールなどでありまして、実は北見歯科医にせんだって出かけたときに、会長さんとお会いしております。そのお話をしたところ、既に会長さんのほうには広川先生のほうからもお話が入っていたようでありまして、学会が札幌であると、それと道東3地区の歯科医師会長の会議があるということで、3道東の歯科医師会長の会議の席上で清里町の実情をお話ししたと、それで求人募集中ですと、詳細はまだこれからですけれどもという話はされたというお話を伺いましたし、ちょうどその日に札幌のほうの歯科医師会のほうに出かけるということでその中でも、札幌の歯科医師会に対し、町からの要請ですということでのお話を申し上げたいというふうにおっしゃってございましたので、多分、その席上でもそういうお話をさせていただいているんだろうというふうに思います。

ただ、町のほうの体制がまだできていないものですから、町のほうとしては早速、それらの情報をホームページなり、また、求人票を札幌の歯科医師会なり、北見歯科医師会のほうに出していかなければならない、並行的に進めていかなきゃならないというふうに捉えておりますので、今、所管課のほうで鋭意、その準備に入ってきているということで、御理解を頂きたいと思っております。

いずれにしろ、広川先生、それから北見歯科医師会を中心としながら連携を密にし、そして忌憚のないような形で募集活動に入って行けるように努力をしてまいり所存でありますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

はい、分かりました。町の対応を含め、ぜひスピード感を持って取り進んでいっていただきたい、このように思います。

次に、清里町の基幹産業と言われている農業のお話をしたいと思います。

農業・農家戸数の減少が御多分に漏れず続いておりまして、10年前には222戸あった農家戸数が現在は200戸、さらに10年後には180戸という推計もあります。

農家戸数の減少が続けば、1戸当たりの経営面積が増え続け、限界を迎えることとなり、耕作放棄地が増えていく可能性があります。

法人化という方法もありますが、本来、農家のあるべき姿は家族経営だと私は思っています。

今ある農家戸数をこれ以上減らさないためにも、農業にも新規就農や第三者承継のシステムづくりが必要だと考えます。

後継者がおらず、やむなく離農しなければならない農家と農業を志す人とのマッチング、事前相談、研修等、これらを含めた農業の第三者承継について町の考え方、これをお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

基幹産業であります農業経営についての第三者継承を含め、事業継承ということで、これはかなり難しい課題かなというふうに思っております。

清里の場合は1戸当たりの面積が、全道でも有数の規模を誇っているわけですから、単純にその資産評価をして、それを第三者に移譲するということになれば、膨大な手間暇もかかりますけれども、金銭的にも相当な負担が生じてまいります。

そういう中において、それだけの投資をして、今、一からスタートするということになれば、そこら辺の将来的な事業がどうなっていくのかなと、金利負担だけでも莫大なお金になってくるといふふうに思っている次第であります。これが現状としては、そういう厳しい状況かなというふうに思います。

ただ、実態としては、今ありましたように、現在の清里町の農家戸数は200戸になりました。10年前は220ですからこの10年間で20戸減っておりますし、今後においても10年間で、ほぼ20戸近くが、後継者がいないというような形の中で、多分離農される方が出てくるのではないかなというふうに思っておりますし、ここ数年でも、酪農の方もそうですけれども、畑作の方も毎年のように何軒かずつ離農されているという実情にあるかなと思います。

先ほども言いましたように、1戸あたりの面積が膨大に持っていますから、1戸の農家の方がやめられたとしても、その跡地をどう利用するかと。

平均で皆さん方は、もう、平均です、42ヘクタールぐらいになっていますから、そこにさらにどんどんどんどんそういう状態で増反をしていくということになれば、やはり、条件のいいところは経営の内容に組み込まれることができますが、条件の悪いところは耕作放棄地という最

悪の事態が、そういうことも考えられるというふうに思っているところであります。そうなってくれば、やはり今後の全体の農業経営には大きな影響が出てくるのではないかなというふうに思っております。

それで、本来でいう農業形態というのは、ある一面、清里のような畑作経営ということで、基幹作物が何作物かに限られている場合においては、やはり、家族労働による農業経営というのが中心になってくるのではないかなと思いますが、ただ、それだけでは、もう持ちこたえられなくなっているのではないかな。

だから、第三者継承的に一気にそこに進まないまでも、やはり、法人化も視野に入れながら全体トータルで年間ついた農業経営をどう考えていくかという部分を取り入れていく必要があるだろうな。

もう一つ可能性があるというのは、今の3作による形態を新たな形態に切り替えた中での、極端に言えばトン産業からグラム産業へと、そういう手法も一つの方法を考えていかなければならん。つまりは、ハウスなどを使って野菜などでのグラムでの商売をしていく、まあ、トン産業ということになれば、今の規模をある程度維持しなければ経営が成り立たない、そういう状況になってまいりますので、そういう小規模タイプに切り替えた中で、農家戸数を全体としてどう守っていくかということも、ひとつ視野に入れながら進めていく必要があるだろうと思います。

それと全体としては、やはり、冬の間の、例えば第三者だとか今言ったような形で継承するにしても、冬の間どう生活するための生産につなげていけるか、ここも大事になってくるのではないかなというふうに思うところであります。

いずれにしても、そう単純な話ではなくて、かなり難しい、ハードルが高い課題ではないかなと思います。

我々も農業振興計画の中で、何とかそういうところをきちっと打ち出そうということで、農協さんを含めて何回も議論をしてきたところですが、なかなかそこに対する妙案が出てきていないというのも事実でありまして、ここで、ただいまも思っているように、農協のこの五か年計画といいますが、これらの計画、それから、町の振興計画の中にもそうしたことが明確に打ち出せていないのは、本当に心苦しいところでありますけれども、今後においては、今ありましたような形、必ず避けて通ることのできない大きな課題だと、私は認識をしているところでありますので、今後とも引き続き検証、勉強させていただきたいというふうに考える次第であります。

以上であります。

#### ○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

#### ○4番（堀川哲男君）

はい。清里町の農業を考えた場合に、ほぼ、畑作3品に集約されていて、1戸当たりの面積は40町を超えています。このような大規模化が進んだ中で、やはり、将来的には法人化ということも道の1つとしてはあると思いますが、新規就農という話で考えますと、非常にハードルが高い地域というのはもちろんだと思います。

先ほど町長が言われたように——グラム栽培の話をされました——小規模でもできる農業経営も受皿として考えるべきでありまして、ハウスでの野菜栽培ですとか果物栽培、加工品の販売、あるいは農家民宿、畑での収穫体験、このような、観光を含めた農業経営もあるわけでありまし

て、農業と一口に言っても考えられる可能性は、まだまだたくさんあると思います。

新規就農を受け入れて、農家戸数を減らさないためには、ある程度の研修機関と施設が必要となります。小清水町ですが、高校跡地に研修施設を造りました。清里町も、考える上では、閉校した小学校の跡に農業研修施設というのも構想としては考えられることだと思いますし、二、三か月前ですが、農業新聞に新規就農についての特集がありまして、このタイトルが、バトンをよそ者に託す、よそ者にバトンを託す、よそ者が地域農村に入ってくることによって、地域の活性化が逆に図られたというような、そのような特集でありました。

現実問題を考えますと、全くの素人が農業をやると言っても、そう簡単ではないと、それはもちろん分かります。資金面も技術の習得も地域の信頼も必要となってきます。

これらの問題のハードルを一気に下げる方法が、実はあるんですね。農家の次男坊作戦、私はこういうふうになづけたんですけども、農家の子供たちの中には、農業をやりたいけども兄貴が継いでいて無理というふうに、諦めて町外に出ていった若者たちが少なからずいます。その子たちに離農していく農家を引き継いでもらう、第三者承継は考えられないでしょうか。農業技術も親兄弟から教えてもらえることもできますし、機械類の融通も利きます。資金面の後ろ立てもあります。そして、もともとの町民ですから地域の信頼も問題なしです。

事業承継バンクに、数年後に第三者に譲り渡してもいい譲り手登録者と、新たに農業を始めた新規就農者を結びつけるマッチングシステム、ぜひこれを農協と連携して進めていってはいかがかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

#### ○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

農家の次男坊作戦、確かに地域の信頼性、第三者で全く知らない人ではないわけで、地域の実情をよく覚えておりますし、バックボーンとなる母体もありますから、そういうことからいけば、その作戦のほうの手っ取り早いかなと、極端に言えばですね、そういうふうに思いますが、ただ、今全体の中でのバランスがどうかという、ちょっと感じもしないわけではないわけです。

これからの、いろんな継承の仕方、これだというのはないのかもしれませんが、その一つの手法としては最もやりやすい手法の一つにはなるかなというふうなちょっと感じを受けます。

現状、親元があって、そこには機械力もあれば資金力もある。今、人の融通も利くという、そういう有利性と地域を誰よりもよく知っているという信頼性、そういう部分からいえば、ほかのやり方でよそから全く知らない人が——先ほど、よそ者の有利性というのがありますけれども、また、それとは違う角度で判断していかなければならぬと思いますが、そういう部分からの比較でいけば最もベターなやり方の一つではないかなというふうに思います。

新規就農という形の中で、やはり後継者を育てていく、自分たちの中から育てていくという手法でありますので、今後の具体的な対応の中で、農協さんともよく相談をしてみたいし、また、そういう方々が仮にいたれば、いろんな制度での支援の方法があるかなというふうに思います。

やはり制度ですから、何かやるときには必ず保障的なものが要りますけれども、今の話でいけば、息子さんですから、母体になる農業をきちっと親御さんがされているわけでありまして、そういう中における対応のしやすさというのはあるかなというふうに思いますので、農協さん

とも相談をする中で、そういう手法での展開という部分含めて、離農の数を少しでも減らしていくということを進めていかなければ、いずれにしろ、このままどんどん年数を重ねていったときに、後ろを振り返ったら誰も仲間がいないと、そうならないようにしていかなければならないというふうに考える次第であります。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○4番（堀川哲男君）

非常に難しい問題であるということは理解しております。しかし、今後、耕作放棄地を出さない、農家戸数を減らさない、今後、基幹産業である農業を守る上で大きな課題でありますので、ぜひともJAですとか、農業委員会、農業改良普及センターと連携して、しっかり進めて検討していただきたい、そのように思います。

次に、2つ目の人材バンク、清里版ハローワーク、雇用の受皿についての話題で質問したいと思います。

清里人材バンク、清里版ハローワークについては、町長もおっしゃられたとおり、第1期の、まち・ひと・しごと総合戦略に記載されていて、4年前に一般質問でも質問させていただきました。町長もその重要性を認識し、まず調査検討をしていきたい、そのような答弁を頂きました。

4年がたち、この問題は前進していません。依然、雇用環境もよくありません。しかし、今コロナ禍にあって、テレワークの推進があり、地方へのUターン、地方回帰の流れも出てきています。一昔前までは、田舎にはさっぱり仕事がないと言われていましたが、今は、地方のほうが人手不足です。様々な求人が整備されれば、業種をまたいだ年間雇用も生まれてくると考えられます。

例えばですが、春の農作業、麦の麦乾工場、農協選果場、冬の除雪、これらを組み合わせれば、業種をまたいだ年間雇用も道が開けてくるのではないかと、このように思います。

今回の、今言いました人材バンク、先ほどの事業承継バンク、そして今動いています空き家バンク、これらを連動させればワンストップで、例えば移住を希望する人が住む家、働く仕事、これらを同時に探すことができますし、移住への青写真、プランを描きやすくなると思われます。

堀川はバンク好きだって笑われますが、まずは空き家の掘り起こしと同様に、清里町で不足している人材・求人情報の整理と掘り起こし、加えて第三者に経営や事業を引き渡してもいいと考えている人を調査して整理すること、まずスタートはここからだと思います。そして、マッチングまでうまくいけば町の活性化に必ずつながるものだと思います。

それぞれのバンク、いろいろバンク言いましたけれども、それぞれのバンクを連携させての、このマッチング活動、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの人材バンク、また清里版ハローワーク、さらには事業継承バンク、そしてさらに空き家バンクというようなことで、いろいろな組織化されて動いてきていたのは事実であります、

ただ雇用につながる人材バンク、またハローワークについては、組織的な体系には取らされていないというのが、先ほど申し上げたとおりであります。

ただし、町として、また商工会や農協を含めた、観光協会などを含めて、それぞれに参加を頂ける事業体において、それを把握している町内の求人だとか雇用情報、これについては町のほうにおいても、それらを情報の一元化、共有化を図っているところでありまして、きちっとしたバンクだとかワークだとかという名称での立ち上げはできておりませんが、それぞれの担当の窓口の段階では、そういう情報の共有化を進めているところでございます。

基本的には、まずはそこのところをしっかりとしながら、次の段階に入っていきたいということでもあります。

現実的にそこのところの、いつまでにしたらそれを組織化して体系づけてやるんだと言われると、なかなか答えにはするところが難しいわけですが、まずはできるところから進めていかなければということでありまして、そして、それを情報化して町のホームページだとか、それぞれの各関係機関のホームページを使わせていただきながら情報を発信をしていって、結果的には求人雇用情報、そしてそれに対する就業者を集めていければなというふうに思っているところであります。

今の段階で、専門の方を入れて体制をつくれるかどうかとなると、なかなか難しい状況にありますので、我々としても必要性は分かるんですが、それだけに特化をなかなかしにくい業種だなというふうなことも思いますので、それぞれにある組織の中のその窓口を通しながら情報を共有化をしていく、そこのところから始めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

#### ○議長（田中誠君）

堀川哲男君、時間が来ましたので。

#### ○4番（堀川哲男君）

はい、時間が来ました。

今回、事業承継と雇用の受皿、このことについて質問させていただきました。まずは、歯科医院の誘致、この点なるべく早くお願いしたいと思います。また、高齢化迫る町内事業者に事業承継がスムーズに進みますよう、しっかりとした取組、これをお願いして質問を終わりたいと思います。

#### ○議長（田中誠君）

はい、町長 櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

第三者への商工業、そのほか、歯科、また農業等を通じた中での事業継承の在り方について御質問を頂いたわけでありまして。その中でも、特に今、目先急がれている部分の歯科の関係について、先生そして関係の医師会とも十分に連携を図りながら、一日も早く方向性が見出せるように進めていきたい。先ほど申し上げました、それに対する支援の状況等については、議会とも十分相談をしながら、そして、臨機応変にそこら辺を発揮できるような体制を取らせていただければ、なおありがたいかなというふうに思うところであります。

また、それ以外の事業継承についても、それぞれの組織団体がありますので、各関係機関の代表者会議等を通じながら、そしてまた、それぞれの所管の課においても、係員等を通じながら方向性を探っていきたいというふうに考えているところであります。御理解を頂きたいと思えます。

○議長（田中誠君）

これで、堀川哲男君の質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時16分

○議長（田中誠君）

休憩を解いて会議を開きます。

●日程第9 承認第8号

○議長（田中誠君）

日程第9、承認第8号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第3号）専決処分承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました承認第8号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第3号）専決処分承認について、提案理由を説明いたします。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

今回、専決処分いたしましたのは、記載のとおり、令和4年度清里町一般会計補正予算（第3号）であり、8月23日付をもちまして、専決処分をさせていただきました。

次のページをお開きください。

今回の補正予算は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ277万2,000円を追加しまして、予算の総額を57億1,562万9,000円とするものです。

では、事項別明細により、款項区分による補正予算の内容を説明いたします。

別冊の令和4年度補正予算に関する説明書、専決処分2ページを御覧ください。

下段の歳出より説明いたします。

2款総務費、2項総務管理費、2目財産管理費、緑清荘管理運営事業費につきましては、ぼやにて被災した緑清荘宿泊室の復旧工事を行い、客室利用を早期に再開させるために必要な経費277万2,000円を追加計上いたします。財源は、全て一般財源です。

続いて上段、歳入について説明いたします。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税につきましては、先ほど歳出で説明いたしました緑清荘管理運営事業の一般財源分として、右記載の普通交付税277万2,000円を追加計上いたします。

以上で、承認第8号、補正予算専決処分の承認についての説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから承認第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第8号、令和4年度一般会計補正予算（第3号）専決処分承認については、承認することに決定しました。

●日程第10 議案第44号

○議長（田中誠君）

日程第10、議案第44号、清里町議会議員及び清里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいま上程されました議案第44号、清里町議会議員及び清里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布され、近年における物価の変動に鑑み、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等に要する経費に係る限度額が引き上げられましたので、準用している本条例の規定の改正となっております。

それでは、議案第44号、清里町議会議員及び清里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、別冊の審議資料、新旧対照表により御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

表の右側が変更前の条例、左側が変更後の条例となっており、変更箇所アンダーラインを引いております。第4条第1項第2号ア中、「1万5,800円」を「1万6,000円」に、同条同項同



号イ中、「7,560円」を「7,700円」に、3ページを御覧ください。

第8条第1項中、「7円51銭」を「7円73銭」に、第11条中、「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改めます。

4ページをお開き願います。

附則につきましては、施行期日の記載となっております。

以上で、説明を終わります。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（田中誠君）**

起立全員です。

したがって、議案第44号、清里町議会議員及び清里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**●日程第11 議案第45号**

**○議長（田中誠君）**

日程第11、議案第45号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

**○総務課長（野呂田成人君）**

ただいま上程されました議案第45号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、育児休業等に関する人事院規則の改正により、休業等の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等を措置するべく、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正により、準用している本条例の改正を行うものでございます。

それでは、議案第45号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、別冊の審議資料、新旧対照表により説明いたしますので、5ページをお開きください。

表の右側が変更前の条例、左側が変更後の条例となっており、変更箇所アンダーラインを引いております。第2条第1項第3号中、「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、次のアの（ア）から要件が緩和された内容になりますが、簡単に説明しますと、連続して取得するのが現行制度下の育児休暇取得のルールでしたが、一度職に復帰し、その後制度対象期間内で再度育児休暇が取得できるように緩和されるものでございます。

まず、同条同項同号のアの（ア）は、従来、子が1歳6か月以降まで任用期間がある人のみ育児休業取得可能でしたが、今後は出産後8か月以降まで任用期間のある方が取得可能に緩和される規定となっております。

同号イの（ア）は通常1歳までの育児休業を延長できる規定であり、（イ）は雇用の任期を更新した場合に、引き続き育児休業取得可能とする規定でございます。

6ページをお開きください。

第2条の3第1項第3号は、1歳から1歳6か月までの子を養育する育児休業の規定。

7ページを御覧ください。

同号のア、イは、1歳到達の翌日から、引き続き育児休業を取得するものの規定。同号の工は、1歳到達まで育児休業の取得をし、その後、職場復帰しても1歳6か月までの間は途中で再度育児休業を取得できる規定。

8ページをお開きください。

第2条の4第1項は、1歳6か月から2歳までの子を養育する育児休業の規定。

同条同項第1号は、1歳6か月到達の翌日から、引き続き育児休業を取得するものの規定。

同条同項第4号は、1歳6か月到達まで育児休業の取得をし、その後、職場復帰し、2歳までの間は途中で再度育児休業を取得できる規定となっております。

第2条の5を第3条の2に繰り下げます。

9ページを御覧ください。

第3条第1項第5号を削除し、第6号、第7号をそれぞれ1号繰り上げ、第8号を第7号とし、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、任用期間を定めて採用した職員について、任期の更新等があった場合の規定となっております。

第10条第1項第6号は、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改めるものです。

10ページをお開きください。

附則につきましては、施行期日の記載となっております。

以上で、説明を終わります。

#### ○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

#### ○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第45号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

●日程第12 議案第46号

○議長（田中誠君）

日程第12、議案第46号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいま上程されました議案第46号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、町職員行政職の職務級別分類を職階に応じた分類とすべく、条例別表の改正を行うものです。

それでは、議案第46号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、別冊の審議資料、新旧対照表により説明いたしますので、11ページをお開きください。

表の右側が変更前の条例、左側が変更後の条例となっており、変更箇所アンダーラインを引いております。

別表3、1級の欄、保育士の次に業務を行うを追加し、3級の欄、第1号を主任の業務を行う職務に改め、4級の欄、第1号を削除し、第2号、第3号をそれぞれ1号繰り上げ、第1号を総括主査の業務を行う職務、第2号を主査の業務を行う職務に改め、5級の欄、第1号を削除し、第2号を第1号とし、主幹の業務を行う職務に改め、6級の欄、第1号を課長、室長、所長、事務局長、参与、技術長の業務を行う職務に改めます。

附則につきましては、施行期日の記載となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第46号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

●日程第13 議案第47号

○議長（田中誠君）

日程第13、議案第47号、上斜里橋補修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。産業建設課技術長。

○産業建設課技術長（酒井隆広君）

ただいま上程されました議案第47号、上斜里橋補修工事請負契約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負変更契約を締結するため、議会の議決を求めるところでございます。

変更する契約は上斜里橋補修工事であり、変更の理由は工法及び数量の変更によるものです。

設計変更の概要について御説明申し上げます。

本工事は、6月17日開催の町議会定例会において契約締結の議決を頂き、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、上斜里橋の補修を行うものであり、工事内容は桁の塗り替え、コンクリート部材のひび割れ、欠損等の修復を行うものです。

桁の塗り替えにおいては、既存の塗装を除去する作業が必要であり、当初設計におきましては塗膜にPCBの含有が確認されており、運搬及び処分費が高額となることから、廃棄物の減量化による事業費の縮減を目的として、塗膜除去に使用するプラスチック材の再利用が可能な循環式工法を採用しておりましたけれども、廃棄物の区分を確定するため試験施工を実施した結果、プラスチック処理後のPCB溶出量が基準値を下回り、低濃度PCB廃棄物としての処理が不要であることが確認されたため、経済比較により、プラスチック材を再利用しない従来工法へ変更するほか、廃棄物の運搬及び処分費を計上いたします。

また、塗装用足場の設置に当たり、一部既設盛土が必要となる箇所に対し、掘削作業を追加するものでございます。

変更後の契約金額は、6,105万円から778万8,000円を減額し、5,326万2,000円とするものであり、契約の相手方につきましては、清里町野村興業株式会社でございます。

なお、工期につきましても、掘削作業の追加に伴い29日間延長し、令和5年2月28日とするものでございます。

以上で、提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第47号、上斜里橋補修工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### ●日程第14 議案第48号

○議長（田中誠君）

日程第14、議案第48号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました議案第48号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を説明いたします。

今回の補正予算の主な内容、目的ですが、原油価格・物価高騰等緊急対策事業といたしまして、コロナ禍における原油価格や電気料等の物価高騰の影響を鑑み、町民の生活の負担軽減を図るため、公共料金の減免をはじめとする各種支援策を講じるほか、オミクロン型に対応した新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費など、それぞれ所要の措置を講じるものでございます。

補正予算額は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1億6,168万円を追加し、予算の総額を58億7,730万9,000円とするものです。第2項につきましては、後ほど事項別明細により説明いたします。

第2条、債務負担行為補正及び第3条、地方債補正について説明いたします。議案書を2枚めくっていただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正について説明いたします。

追加といたしまして、ケアハウスきよさとの指定管理事業者の公募に伴い、債務負担行為を設

定するもので、令和5年度から9年度の5年間で限度額4億3,048万7,000円を計上いたします。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

変更といたしまして、臨時財政対策債の額が確定したことによりまして、予算額の減額を行うものです。変更前の限度額5,000万円から、2,195万1,000円を減額した2,804万9,000円に限度額を変更いたします。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容、第1条第2項について説明いたします。別冊の令和4年度補正予算に関する説明書5ページをお開きください。

5ページ、2款総務費、2項総務管理費、8目町有林管理費、町有林管理事務費につきましては、次年度の伐採事業予定地の立木調査を行うための経費といたしまして、60万円を追加計上いたします。補正財源は、一般財源です。

補正後の総務管理費の合計額は6億1,653万3,000円となります。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症対策費、1目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費につきましては、原油価格・物価高騰等緊急対策事業といたしまして、原油価格の高騰により特に影響の大きい事業者に対する支援、それから上下水道未給水世帯への支援、マイナンバーカードの取得による利便性向上対策を兼ねたカード取得者全員への1万円の町独自の給付金支援の経費、さらに地域の実情、コロナ禍の現状を踏まえた地域公共交通確立のための実証実験、臨時バスの運行経費など、事業費合計で6,962万2,000円を追加計上いたします。財源は、国道支出金と一般財源です。

同目子育て世帯への臨時特別給付金事業費につきましては、令和3年度事業実績による過年度返納金といたしまして、20万2,000円追加計上いたします。財源は、全て一般財源です。

同目新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、オミクロン株対応ワクチンの接種開始による事業費の増加分といたしまして、2,026万9,000円追加計上いたします。財源は、全て国道支出金です。

同目低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、令和3年度事業実績による過年度返納金といたしまして165万7,000円を追加計上いたします。財源は、全て一般財源です。

補正後の項、新型コロナウイルス感染症対策費の合計額は1億6,286万3,000円となります。

6ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、地域福祉推進事業費につきましては、かねてより行ってきております町独自施策の高齢者等の暖房費支援事業に対して、原油高騰を鑑みまして2万円の追加支援を行うための費用として、420万5,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

2目障害者自立支援費、障害者生活支援事務費につきましては、障害福祉システムの機能追加を行うための費用として17万6,000円を追加計上いたします。財源は、国道支出金と一般財源であります。

同目障害者生活支援事業費につきましては、令和3年度事業実績による過年度返納金といたしまして69万8,000円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

4目老人福祉費、老人福祉事務費につきましては、令和3年度事業実績による過年度返納金といたしまして1万円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

補正後の項、社会福祉費の合計額は7億5,874万7,000円となります。

7ページ、2項児童福祉費、1目児童母子福祉費、子ども・子育て支援交付金事業費、児童手当システム改修事業費、子育てのための施設等利用給付事業費につきましては、令和3年度事業

実績による過年度返納金といたしまして合計64万6,000円追加計上いたします。財源は、一般財源です。

2目保育所費、保育事業費につきましても、令和3年度事業実績による過年度返納金といたしまして12万9,000円追加計上いたします。財源は、一般財源です。

補正後の項、児童福祉費の合計額は1億891万3,000円となります。

8ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、地域医療体制確保事業費につきましては、斜網地域における脳神経外科の急性期医療を確保するため、網走厚生病院脳神経外科に対する財政支援を行うための費用として385万円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

4目環境衛生費、簡易水道事業特別会計繰出事業費及び農業集落排水事業特別会計繰出事業費につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰を踏まえ、本年10月から来年3月まで水道下水道料金の基本料金を減免し、住民生活へのこれらの影響に対する緩和支援を行うものです。簡易水道事業特別会計及び農業集落排水特別会計に、それぞれ一般会計からの繰り出しを行うための費用として2,455万円追加計上いたします。財源は、国道支出金と一般財源です。

補正後の項、保健衛生費の合計額は4億182万8,000円となります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会運営事業費につきましては、農業委員の活動、調査の効率化を図るため、タブレット端末を導入するための経費として41万3,000円を計上いたします。財源は、全て国・道支出金と一般財源です。

2目農業振興費、農業経営支援対策事業費につきましては、農作業の効率向上を図るため、機械導入を行う法人に対して支援するための経費として165万円を計上いたします。財源は、国道支出金と一般財源です。

同日植物防除対策事業費につきましては、ジャガイモシロシストセンチュウ防除区域において緊急防除対策を行うための追加経費といたしまして、101万4,000円を追加計上いたします。財源は、全て国道支出金と一般財源です。

4目農地開発事業費、国営土地改良施設整備事業費につきましては、国営施設機能保全事業、ウエンバツ川地区の活動負担金8万円を追加計上いたします。財源は、全て一般財源です。

補正後の項、農業費の合計額は3億670万9,000円となります。

9ページ、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、商工業振興対策事業費につきましては、地域経済の循環を目指した地元での消費拡大を目的として、実施してきておりますきよボンカードチャージ還元事業の利用増加の状況を鑑みまして、事業費の追加を行うもので、1,483万4,000円を追加計上いたします。財源は、国道支出金と一般財源であります。

2目観光振興費、清里オートキャンプ場管理事業費につきましては、原油価格の高騰に伴う施設の光熱水費の不足を見込みまして、50万円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

補正後の項、商工費の合計額は2億489万6,000円となります。

10ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目教育諸費、教職員住宅管理事業費につきましては、老朽化している教職員住宅の修繕工事を行うための費用として863万円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

補正後の項、教育総務費の合計額は1億2,043万5,000円となります。

2項小学校費、1目学校管理費、小学校施設管理事業費につきましては、清里小学校敷地内のり面を復旧するための経費として214万5,000円を計上いたします。財源は、一般財源です。

2目教育振興費、G I G Aスクール運用事業費につきましては、電子黒板の購入経費として

220万円を追加計上いたします。財源は、国道支出金と一般財源です。

補正後の項、小学校費の合計額は2億5,169万4,000円となります。

3項中学校費、2目教育振興費、G I G Aスクール運用事業費につきましても、小学校と同様、電子黒板の購入経費として220万円を計上いたします。財源は、国道支出金と一般財源です。

補正後の項、中学校費の合計額は3,334万3,000円となります。

11ページ、5項保健体育費、3目町民プール費、町民プール管理運営事業費につきましては、原油価格の高騰に伴い、施設の燃料費及び光熱水費の不足を見込み、140万円を追加計上いたします。財源は、一般財源です。

次に、歳入について説明いたします。2ページにお戻りください。

10款地方交付税につきましては、1項地方交付税歳出補正財源の一般財源分として、普通交付税1億2,659万3,000円を追加補正し、項の合計額を26億4,936万5,000円といたします。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金が新型コロナウイルスワクチン接種事業の特定財源分として689万7,000円の追加計上し、項合計額を1億5,518万1,000円といたします。

2項国庫補助金が新型コロナウイルスワクチン接種事業の特定財源分などのほか、合計で1,436万円の追加計上、項合計額を1億2,866万2,000円といたします。

4項国庫交付金が原油価格・物価高騰等緊急対策事業の特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,955万円を追加計上し、項の合計額を1億1,951万3,000円といたします。

15款道支出金につきましては、2項道補助金が商工業振興対策事業費の特定財源分などのほか、合計883万4,000円を追加計上し、項の合計額を7,430万3,000円といたします。

3項道委託金が植物防除対策事業費の特定財源分として、101万3,000円を追加計上し、項の合計額を1,419万2,000円といたします。

4項道交付金が農業委員会運営事業費の特定財源分として、22万6,000円を追加計上し、項の合計額を9,328万1,000円といたします。

17款繰入金につきましては、2項特別会計繰入金が焼酎事業特別会計の過年度剰余金を一般会計に繰り入れ、補正財源とするもので、595万円を追加補正し、項の合計額を1,797万4,000円といたします。

19款諸収入につきましては、3項雑入が過年度追加交付金として合計20万8,000円を追加計上し、項の合計額を4億8,708万4,000円といたします。

20款町債につきましては、1項町債が臨時財政対策債の額が確定したことに伴い、2,195万1,000円を減額し、項の合計額を4億5,874万9,000円といたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

#### ○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

#### ○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）



○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第48号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

●日程第15 議案第49号

○議長（田中誠君）

日程第15、議案第49号、令和4年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（水尾和広君）

ただいま上程されました議案第49号、令和4年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,627万3,000円を追加し、予算の総額を4億9,768万3,000円とするものです。

第2項につきましては、別冊の補正予算に関する説明書により、後ほど御説明いたします。

今回の補正は、歳入の主な内容にあっては、本年度の介護給付費に係る国庫支出金の令和4年度分の減額、令和3年度分の追加交付、道支出金、令和3年度分の追加交付及び繰越金の確定であり、歳出の主な内容にあっては、保険給付費見込みによる施設介護サービス給付費の増額、繰越金の基金積立てへの積立てと、令和3年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定による国道支払基金への清算を行うものでございます。

それでは、令和4年度補正予算に関する説明書で御説明をいたしますので、薄茶色の表紙、介護保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細を御覧ください。

歳出から御説明いたしますので、15ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目施設介護サービス給付費は、337万5,000円を今後のサービス見込みを勘案し、給付費負担金を増額するものであり、財源は、それぞれ記載のとおりでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金の補正は、前年度繰越金の一部を基金に積み立てるものであり、補正額は1,098万9,000円です。

6款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金190万9,000円の補正は、令和3年度介護給付費、地域支援事業の確定による精算の結果、超過交付分を国、北海道支払基金に返納するものであり、財源は、全て繰越金です。

次に、歳入につきまして総括表で御説明いたしますので、13ページへお戻りください。

2款国庫支出金、3款道支出金は特定財源で、7款繰越金は一般財源でございます。  
以上で、補正予算の説明を終わります。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（田中誠君）**

起立全員です。

したがって、議案第49号、令和4年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

**●日程第16 議案第50号**

**○議長（田中誠君）**

日程第16、議案第50号、令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

**○町民課長（阿部真也君）**

ただいま上程されました議案第50号、令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、第1号第1項の記載のとおり、歳入歳出それぞれ557万1,000円を追加し、予算の総額を7億6,680万4,000円とするものです。

第1号第2項につきましては、別冊の国民健康保険事業特別会計事項別明細書により、後ほど御説明いたします。

今回の補正は、国民健康保険事業システム改修に係る交付金、前年度の繰越金の確定に伴う歳入の追加、歳出において、先ほど述べましたシステム改修に係る負担金、国保事業の安定化を図るため、基金積立ての追加を行うものです。

それでは、令和4年度補正予算に関する説明書の18ページをお開きください。

ページ中段の歳出より御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、18 節負担金補助及び交付金、説明欄に移りまして、国保連合会負担金として16万5,000円の増額、下段に移りまして、7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、24 節積立金、説明欄に移りまして、基金積立金を540万6,000円増額いたします。

歳入につきましては総括表で御説明いたしますので、1 枚戻りまして17ページを御覧ください。

3 款特定財源であります道支出金を16万5,000円、下段に参りまして、6 款一般財源であります繰越金540万6,000円を補正するものでございます。

以上で、補正予算の説明とさせていただきます。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（田中誠君）**

起立全員です。

したがって、議案第50号、令和4年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

**●日程第17 議案第51号**

**○議長（田中誠君）**

日程第17、議案第51号、令和4年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

**○町民課長（阿部真也君）**

ただいま上程されました議案第51号、令和4年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ14万円を追加し、予算の総額を8,116万3,000円とするものです。

第1条第2項につきましては、別冊の後期高齢者医療特別会計事項別明細書により、後ほど御

説明いたします。

このたびの補正は、前年度繰越金の確定に伴う補正でございます。

それでは、歳出より御説明いたしますので、別冊の令和4年度補正予算に関する説明書の20ページを御覧ください。

歳出のほうから参ります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金につきましては、保険料負担金として14万円を増額いたします。こちらの財源は、繰越金でございます。一般財源でございます。

歳入につきまして、総括表で御説明いたしますので、1枚戻って19ページを御覧ください。

4款繰越金であります一般財源を14万円追加するものでございます。

以上で、補正予算の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第51号、令和4年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

## ●日程第18 議案第52号

○議長（田中誠君）

日程第18、議案第52号、令和4年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（北川実君）

ただいま上程されました議案第52号、令和4年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ377万4,000円を追加いたしまして、5,966万5,000円とするものでございます。

第1条第2項につきましては、別冊の清里町簡易水道事業特別会計事項別明細書により、後ほど御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度繰越金の確定に伴います基金の積立て、水道基本料の減免を行う事業に対しまして補正を実施するものでございます。

それでは、令和4年度補正予算に関する説明書の23ページをお開きください。

歳出より御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、水道基本料の減免に関し、想定されます時間外勤務手当18万円及び水道料収納システムの改修に係る委託料15万円、合わせて33万円増額いたします。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目積立金につきましては、決算剰余金344万4,000円を簡易水道施設整備基金に積立てを行うものでございます。

歳入につきましては総括表で御説明いたしますので、21ページのほうをお開きください。上段の歳入を御覧ください。

一般財源であります1款使用料及び手数料につきましては、水道基本料の減免に伴いまして1,370万円の減額をいたしまして、3,388万1,000円とするものでございます。

特定財源であります3款繰入金につきましては、水道使用料減額の補填分といたしまして、一般会計繰入金より1,403万円を増額いたしまして、1,823万8,000円とするものでございます。

また、一般財源であります4款繰越金につきましては、344万4,000円を増額いたしまして、494万4,000円とするものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（田中誠君）**

起立全員です。

したがって、議案第52号、令和4年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原

案のとおり可決されました。

## ●日程第19 議案第53号

### ○議長（田中誠君）

日程第19、議案第53号、令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

### ○産業建設課長（北川実君）

ただいま上程されました議案第53号、令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ354万1,000円を追加いたしまして、1億5,372万1,000円とするものでございます。

第1条第2項につきましては、別冊の清里町農業集落排水事業特別会計事項別明細書によりまして、後ほど御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度繰越金の確定に伴う処理、下水道基本料の減免を行う事業に対しまして補正を実施するものでございます。

それでは、令和4年度補正予算に関する説明書の27ページをお開きください。

歳出より御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、下水道基本料の減免に関し、想定される時間外勤務手当12万円を増額いたします。

1款総務費、1項総務管理費、2目施設管理費につきましては、下水道施設の電気料高騰に係る光熱水費50万円、施設の小破修繕等に250万円、処理施設のストーブ更新等の器具購入費、こちらに42万1,000円を計上するものでございます。

歳入につきましては総括表で御説明いたしますので、25ページのほうをお開きください。上段の歳入を御覧ください。

一般財源であります1款使用料及び手数料につきましては、下水道基本料の減免に伴いまして1,040万円の減額といたしまして、2,821万8,000円とするものでございます。

特定財源であります4款繰入金につきましては、下水道使用料の減額の補填分として、一般会計繰入金1,052万円を増額いたしまして、7,018万1,000円とするものでございます。

一般財源であります5款繰越金につきましては、342万1,000円を増額しまして、492万1,000円とするものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

### ○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

### ○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君) 起立全員です。

したがって、議案第53号、令和4年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

●日程第20 議案第54号

○議長(田中誠君)

日程第20、議案第54号、令和4年度清里町焼酎事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。焼酎醸造所長。

○焼酎醸造所長(永野宏君)

ただいま上程されました議案第54号、令和4年度清里町焼酎事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由について御説明申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ595万円を追加し、予算の総額を1億624万5,000円とするものでございまして、令和3年度の繰越金の確定と、確定した前年度繰越金の一般会計の繰り出しを行うものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、別冊の補正予算に関する説明書、ウグイス色の仕切り、焼酎事業特別会計の事項別明細書の30ページをお開き願います。

歳出、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、595万円の増額となります。財源については、一般財源でございます。

次に、歳入につきまして、同じく30ページ上段を御覧願います。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、歳出と同額の595万円の増額でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(田中誠君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第54号、令和4年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

●日程第21 認定第1号 ～ 日程第27 認定第7号

○議長（田中誠君）

ここで議事の都合上、日程第21、認定第1号、令和3年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第27、認定第7号、令和3年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

お諮りします。

審査の方法については、議会先例により、提案理由の説明を省略し、議長と監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、議長と監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時21分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長に前中康男君、副委員長に村島健二君、以上のとおり報告がありました。

なお、審査の日程は、本日から16日までの4日間に決定したとの報告がありましたので、お知らせしておきます。

お諮りします。

決算審査特別委員会が終了するまで休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。



(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の審査が終了するまで、休会とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とし、15時30分より決算審査特別委員会を開催いたします。

散会 午後 3時22分

## 令和4年第5回清里町議会定例会会議録（9月16日）

令和4年第5回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

### 6. 早退議員は次のとおりである。

なし

### 7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	櫛引政明
教育長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
農業委員会長	森本宏
選挙管理委員長	中西安次
副町長	本松昭仁
総務課長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町民課長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	北川実
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏
出納室長	三浦厚

生涯学習課長	熊谷	雄二
生涯学習課参与	新輪	誠一
農業委員会事務局長	北川	実
監査委員事務局長	伊藤	浩幸
選挙管理委員会事務局長	野呂田	成人

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	伊藤	浩幸
主査	阿部	由美子
会計年度任用職員	梅内	千夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

認定第 1号 ～ 認定第 7号（決算審査特別委員会審査報告）  
意見案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について  
発議第 1号 議員の派遣について

●開議宣告

○議長（田中誠君）

休会前に引き続き、会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は9名です。  
これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番 池下昇君、6番 勝又武司君を指名いたします。

●日程第2 認定第1号 ～ 認定第7号（決算審査特別委員会審査報告）

○議長（田中誠君）

日程第2、認定第1号、令和3年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号、令和3年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 前中康男君。

○決算審査特別委員会委員長（前中康男君）

決算委員長報告。令和4年9月13日、第5回清里町議会定例会において、決算審査特別委員会に付託された令和3年度清里町一般会計及び各特別会計の決算認定について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

1、審査案件 認定第1号、令和3年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号、令和3年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件。

2、審査期日 令和4年9月13日、14日、16日の3日間。

3、審査の結果 各会計とも認定すべきものと決定した。

4、委員会の意見 令和3年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について審査を行った結果、各会計の予算はおおむね適正に執行されたものと認める。

超高齢化等の社会情勢や経済情勢に柔軟かつ的確に対応し、住民生活に必要なサービスを安定的、継続的に提供できる地域福祉の実現のため、将来をしっかりと見据えつつ、効果的、効率的な行財政運営及び各種基金の目的に沿った有効活用を期待する。

今回の決算審査特別委員会での意見等を十分検討され、明年度以降の予算編成への反映や今後の行財政運営、事務事業に生かされるよう強く望むものである。

○議長（田中誠君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、一括採決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、これから認定第1号から認定第7号までの7件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、認定第1号、令和3年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号、令和3年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

●日程第3 意見案第4号

○議長（田中誠君）

日程第3、意見案第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。総務文教常任委員会委員長 池下昇君。

○総務文教常任委員会委員長（池下昇君）

総務文教常任委員会提出の意見案第4号を説明します。

意見案第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について。

本件について、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和4年9月16日提出。清里町議会総務文教常任委員会委員長 池下昇。

次のページをお開きください。

前文を省略し、記以下の内容を説明します。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算、財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策、無電柱化などによるリダンダ

ンシーの確保を図ること。

4、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理、更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬季における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上であります。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

異議なしと認めます。

これから意見案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（田中誠君）**

起立全員です。

したがって、意見案第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました意見書の提出先並びに内容の字句等について、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書の提出先並びに字句等の整理については、議長に委任することに決定しました。

#### ●日程第4 発議第1号

○議長（田中誠君）

日程第4、発議第1号、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、記載のとおりの内容で議員の派遣をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、原案のとおり派遣することに決定しました。

#### ●閉会・閉議宣告

○議長（田中誠君）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第5回清里町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 3時58分